

古代の内神について

胆沢城跡出土木簡から発して

平川 南

- 一 胆沢城跡「内神」木簡
 - 二 文献史料にみえる「内神」と「戌亥隅神」
 - 三 古代官衙遺跡内西北部の遺構・遺物
- 結びにかえて

論文要旨

岩手県水沢市の胆沢城跡から出土した一点の木簡は、「内神」を警護する射手の食料を請求したものである。その出土地点は胆沢城の中心・政庁の西北隅であったことから、ここに内神が祀られたと理解した。そこで、古代の文献史料をみると、例えば『今昔物語集』には、藤原氏の邸宅・東三条殿の戌亥隅（西北隅）に神を祀っており、その神を「内神」と称している。『三代実録』によれば、都の左京職や織部司に戌亥隅神が祀られている。一方、地方においても、国府内に「中神」「裏神」（うちがみ）が置かれていた。以上の史料はいずれも九世紀以降のものである。郡家については、八世紀の文書に西北隅に神が祀られていたとみえる。こうした役所の施設内の西北隅に神が祀られたのがいつからかは定かでないが、やがて中央の役所や地方の国府などの最も象徴的な施設の西北隅に小さな神殿を形式的に設けたのであろう。この西北隅は、福德をもたらす方角として重視されたことが、各地の民俗例において確認でき

る。屋敷神を西北隅に祀る信仰は、古代以来の役所の一角に祀った内神を引き継ぐものと理解できる。

近年の考古学の発掘調査によれば、例えば陸奥国の国府が置かれた多賀城跡では、その中心となる政庁地区において創建期から第Ⅲ期まで、一貫して左右対称に整然と建物が配置されるが、九世紀後半に至り、それまで建物のなかった西北部に建物が新設され、しかも複雑な建物構造をもち、その後数回建て替えられている。この西北部の建物の時期は、さきの文献史料の傾向とも合致する点、注目される。今後の重要な課題の一つは、諸官衙内に祀られた戌亥隅神の成立時期およびその神の性格などについて明らかにすることである。本稿はあくまでも一点の木簡の出現を契機として、広範な資料の検討を通して中央・地方の諸官衙の西北隅に神を祀っている事実を指摘し、古代の官衙構造や日本文化における基層信仰の実態解明の一資料となることを目的としたものである。

一 胆沢城跡「内神」木簡

(一) 胆沢城跡の概要

胆沢城は延暦二十一年(八〇二)坂上田村麻呂によって造営された古代城柵である。造営後まもなく鎮守府が多賀城から胆沢城に移されている。八世紀半ばから後半にかけて、陸奥国北部を舞台に、政府軍と蝦夷との間で激しい戦いがくり返された。両者とも長期の戦いに疲れ、田村麻呂の登場で戦いは一応終止符が打たれた。胆沢城が造営されたのは、その直後である。

胆沢城は胆沢・江刺・磐井三郡を管する役割のみならず、さらに北に造営された志(斯)波城の管する和我・穉貫・斯波三郡を含めたのちの々奥六郡の地を支配する行政府であった。陰陽師の設置(『類聚三代格』元慶六年八八二〇九月廿九日官符)、国印に代る鎮守府印の使用(『続日本後紀』承和元年八三四〇七月辛未条)など、ほぼ国府相当の体裁を整えていた。陸奥国府の置かれた多賀城に対して、いわば第二国府としての役割を胆沢城が果たしていたといえる⁽¹⁾。

胆沢城の遺跡は、岩手県水沢市佐倉河に所在する。岩手県最大の穀倉地帯である胆沢扇状地の扇裾部北末端に位置し、北を東流する胆沢川が、東を南流する北上川がそれぞれ限り、両河川が合流する付近の右岸上に立地する。この地は通称「方八丁」とも呼ばれ、一辺約六五〇メートルの方形に道路がめぐっている。この道路は調査の結果、胆沢城の外郭線

の築地の遺構であることが判明した。なお、外郭内中央からやや南へ寄った微高地上に内郭部分(政庁地区)がある。

胆沢城跡の発掘調査は一九五四年に始まり一九七四年以降、水沢市教育委員会によって継続的調査が実施されている。

外郭線は方六町の規模をもち、基底幅三メートルの築地であることが明らかになった。築地の外側には幅約五メートル、内側には幅約三メートルの溝が伴う。外郭線に付属する建物には門跡と櫓跡とが確認されている。

内郭(政庁)は掘立柱列で区画され、三期に重複し、このうち最も古いA期には内郭内側に幅二・一〜二・五メートルの溝が存在する。また内郭の規模は東西八五・九メートル、南北八七・七メートルのほぼ正方形である。現在までに正殿・東脇殿・南門・東門および北辺建物さらに中郭南門および外郭南門と中郭南門とを結ぶ正面道路が確認されている。正殿跡は桁行六間×梁行五間の四面廂でさらに南孫廂付(五×三間の南廂付で周囲に土廂が付くものとする見解あり)である。正殿は三時期の重複があり、正殿・脇殿・北辺建物ともに九世紀後半の第II期以後は礎石建、瓦葺になる。

(二) 木簡出土遺構(第五九次発掘調査・政庁北辺区画内溝跡)の概要⁽²⁾

第五九次調査地点は、政庁内の西北隅にあたる区域である。検出された遺構は、政庁北辺を区画する柱列(堀)跡とその内外に掘られた溝、政



図1 胆沢城跡地形図および調査地図

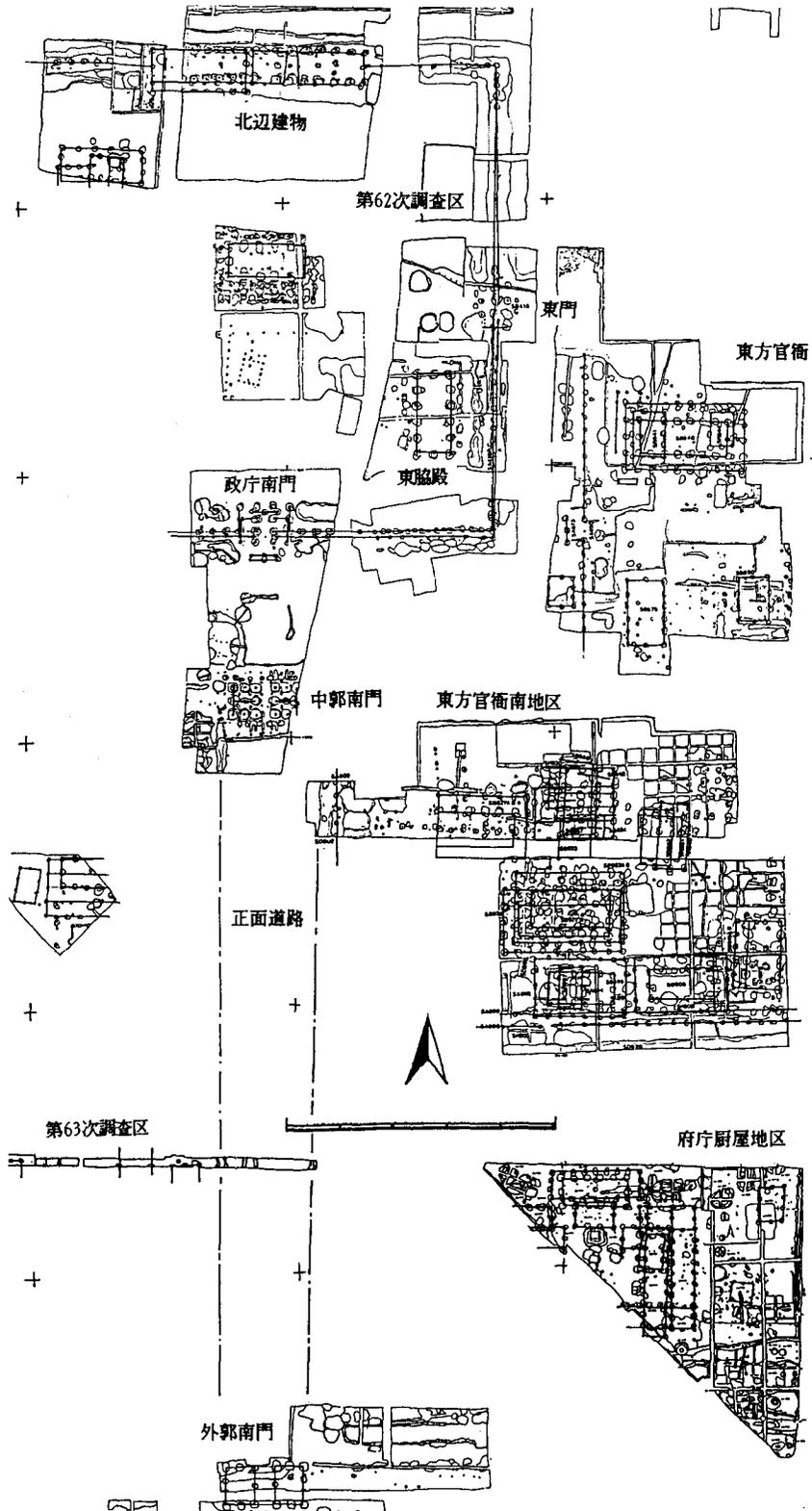


図2 胆沢城跡政庁および周辺官衙，外郭南門地区遺構図

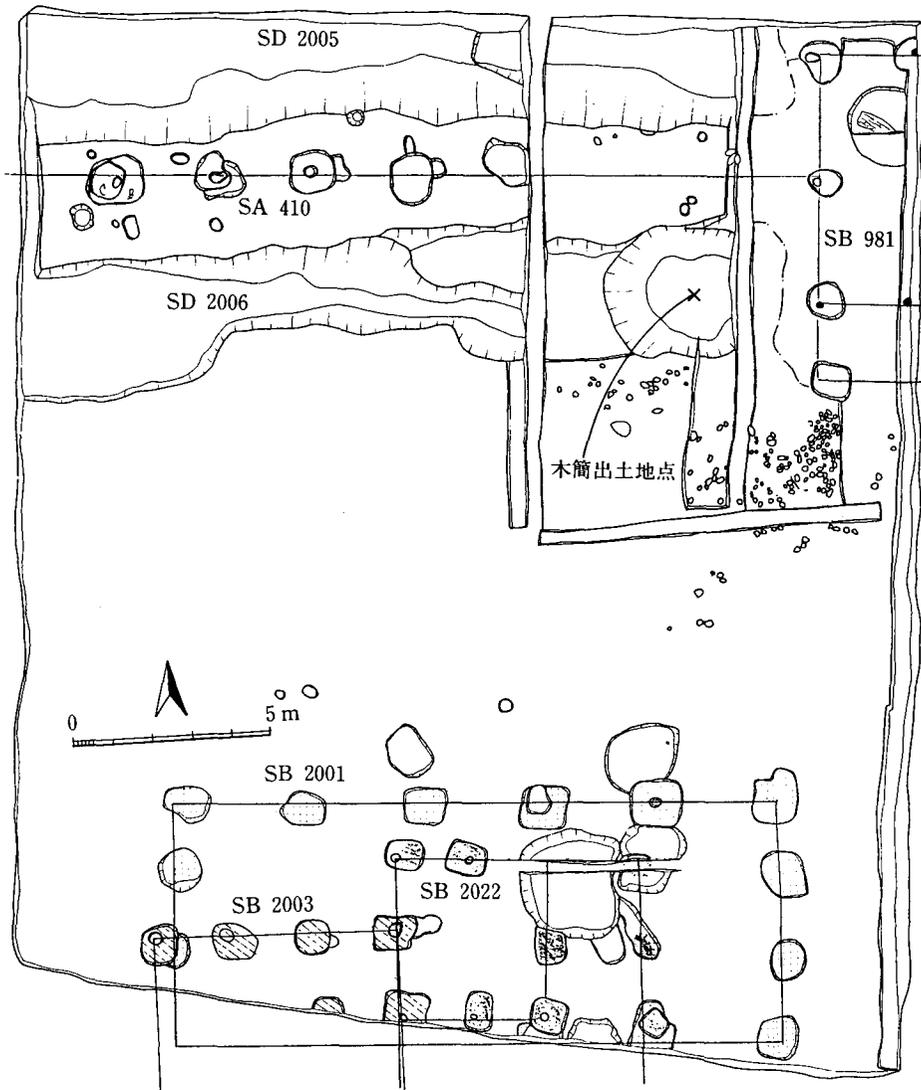


図3 胆沢城跡第59次発掘調査遺構配置図

庁の西北建物群にあたる掘立柱建物跡三棟以上、その他昭和六〇年（一九八五）度調査で発見されていた北辺建物西棟の西側を確認した。

西北建物の第一期SB二〇〇一は梁行三間（約六メートル）、桁行五間（約一五メートル）である。第二期のSB二〇〇二は、梁行二間（約四メートル）、桁行二間以上の南北棟で、東に一間（約二・四メートル）の廂状施設が付く構造と解されるが、南端が調査区外にあり全容を確定できない。第三期のSB二〇〇三は、東西三間（約六メートル）、南北二間以上の建物である。なお、SB二〇〇一と二〇〇二、SB二〇〇二と二〇〇三の重複関係は明らかでない。

木筒は、政庁を区画する柱列（塀）跡の内側に掘られた溝跡から、土器・瓦・木製品などとともに、平成元年（一九八九）六月に二点発見された。木筒と共存した土器は、須恵系土器を主体に瓦を含むものであり、その年代は九世紀末を上

限とする。したがって、この木簡の廃棄年代は、九世紀末から一〇世紀前半中葉である。

なお、付け加えるならば、胆沢城跡では、「内神」木簡を出土した第五九次調査後に、第六二次調査（一九九〇年）において、西北建物と対をなす東北建物が存在するか否かの確認調査を実施している。その調査

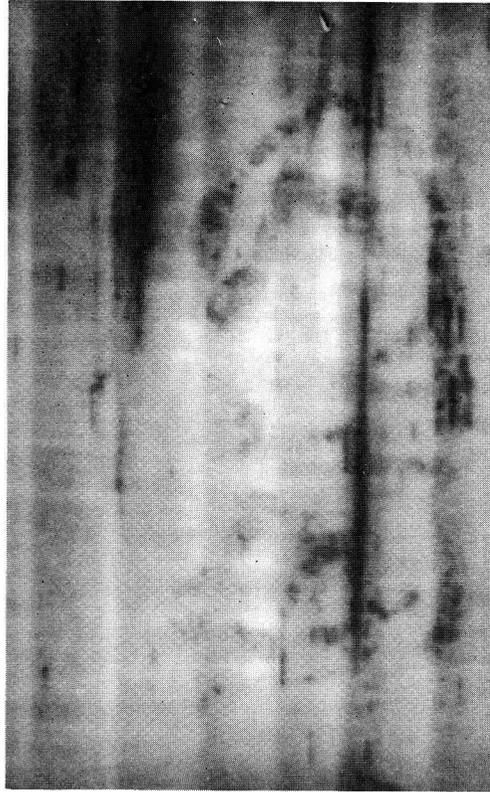


写真1 「内神」木簡写真（部分）

の結果では、政庁東門西側の微高地的地形で土壙跡二基、小溝跡一条を検出しただけで、その北側は低湿地の植物遺体を含む層が広がり盛り土地形なども認められなかったとされている⁽³⁾。

(三) 形状とその内容

射手所請飯壹斗五升

右内神侍射手□巫
□錫万呂□如件

三〇〇×二二×二

〇一型式

上端は原状をとどめており、下端は若干欠損しているが、原形は短冊型であるとみなすことができる。裏面は剥ぎ取られ、木簡面を失っている。墨痕の残りはあまり良くなく、赤外線テレビカメラを使用して解読した。

「射手所請飯壹斗五升」までの部分を木簡の右端に書きはじめ、「右内神……」以下はやや中央近くに記しており、紙の文書の行がえを意識した記載様式と考えられる。

射手所は地方官衙において初見史料とみられるが、射手（弓を射



図4 「内神」木簡実測図

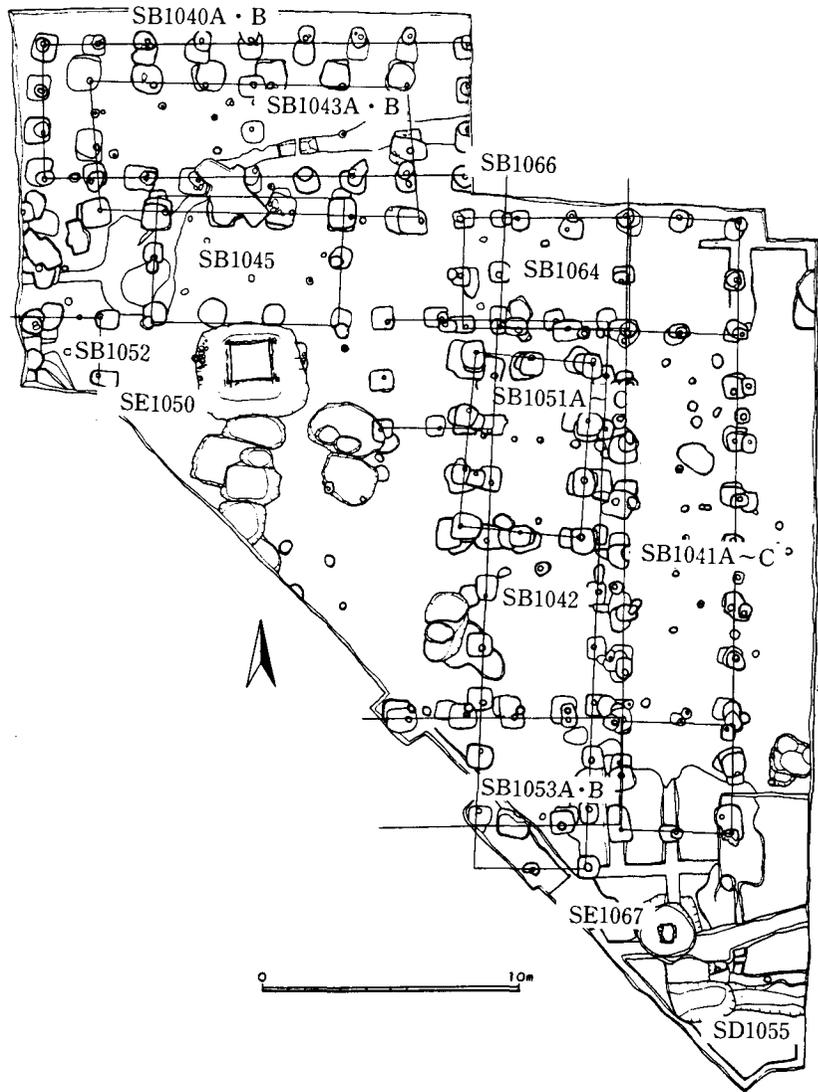


図5 胆沢城跡第52次発掘調査遺構配置図

本木簡の公粮については、まず兵士の場合を考えなければならない。兵士は一〇番に分けられ、各番が一〇日ずつ軍団に上番することになっていた(『統紀』慶雲元年八七〇四〇六月丁巳条)勅。諸国兵士。団別

本木簡の全体の文意は、射手所が公粮一斗五升を請求しているが、それは内神に待するところの射手函暢万呂の公粮一〇日分であると解することができ、この公粮の請求先は、胆沢城内の厨(正式には厨施設を

分爲三十番。毎番十日。教習武芸。必使齊整。)。陸奥・出羽両国に関しては、以下の史料が参考になろう。

『日本三代実録』元慶五年(八八一)三月二十六日条によれば、鎮兵の日粮は一升六合とされ、兵士も従来の日粮八合を、この時、日粮一升六合に改められている。陸奥国の兵士も「兵士年役。六十箇日。分結六番。以旬相代。」(『統日本後紀』

承和十年(八四三)四月丁丑条)と、上番一〇日とされた。多賀城跡第一号漆紙

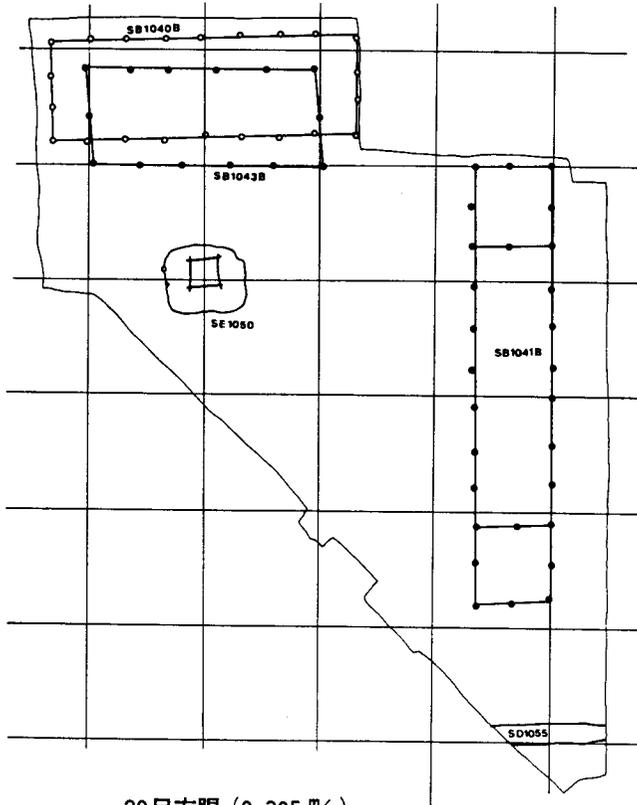
文書は公粮請求文書と思われるが、

〔月カ〕九日盡 〔月カ〕月十日合十箇日

寶龜十一年九月廿日

行方團 毅上毛野朝

とあり、一〇日分の公粮を請求している。したがって、本木簡の「飯一斗五升」も上番一〇日分に相当するものであるとみなすことができる。



20尺方眼 (0.305 尺)

図6 E期官衙(厨家)の配置

含む糧をつかさどる役所の存在が考えられる)であろう。

この胆沢城内の厨については、先年その大規模な遺構が確認されている(第五二次調査)。

調査地点は政庁地区の今回の調査地から南東方向、直線距離で約二二〇メートルのところである。調査で検出された建物は大きく六期に分けられる。このうち、A期からD期までの建物配置は、各期により配置形態を異にする二対の建物が側柱をそろえて建てられているのに対し、E・F期は様相を異にしている。F期は同位置・同規模で4小期に変遷す

る二間×三間の南北棟が独立した状況で検出されている。とくにE期では井戸を中心として、その北側に主要殿舎、東側に付属建物が配されている。すなわち主要殿舎の東西棟SB一〇四三・一〇四〇と、その南東に桁行一間の長大な南北棟SB一〇四一が付属する。この建物配置からいえば、調査区外の西方に、SB一〇四一と対をなす西建物の存在が想定できる。井戸跡出土須恵系土器坏に、「厨」のほか、数点の「右」「左」と記した墨書土器がみられるが、これはそれぞれ「右殿」「左殿」の建物を指す可能性も考えられる。

このように「コ」字型に主要殿舎と東西棟に囲まれた広場の中央北よりに井戸が配置された状況は、規模こそ異なるが、平城宮大膳職跡の中心部の構造にきわめて類似する施設であるといえる。なお、井戸跡からは、白米の貢進木簡「和我連□□進白米斗」のほか、厨房関係の木製品(へら、はし、まな板、木碗、皿など)や燃料用の炭、食用にされたと思われるニホンジカの骨などが出土している。

以上から、第五二次調査で検出した官衙施設は厨家院と解することができるとであろうとされた。

本木簡は物品請求の文書木簡である。

物品請求木簡については、平城宮木簡の实例に基づき、次のような機能が明らかにされている。物品請求木簡は物資請求文書としての機能をもつだけでなく、一方で請求物資およびこれを運搬する人の移動や通行を保証する機能を備えているといえ

よう。物品を支給する官司からみれば、支給物資の運搬者に請求文書を携行させることにより確実に請求通りの物資を支出したことを相手方に証明することになり、一方で請求側は支給された物資が請求内容と合致しているか否かを、この木簡により勘検することができる。次の例が好例であろう。

・陰陽寮移 大炊寮給飯捌升右依

・例給如件録状故移

從八位下

この木簡は、東区の大極殿・朝堂東外郭部の南面大垣の南の土坑（SK四四五三）から出土している。この木簡以外に「陰陽寮解申宿直□」、
「陰陽寮受飯八□」^{〔升カ〕}、「陰陽師」などの陰陽寮に関係する木簡が数点あることから、この調査地周辺に陰陽寮跡を推定しているところである。この木簡は陰陽寮から大炊寮に差出された飯請求文書である。木簡は陰陽寮から大炊寮に宛てられ、大炊寮は請求された飯八升を支給し、請求元の陰陽寮に飯とともに送り返したのである。つまり、木簡は最終的には陰陽寮で廃棄されている。

本木簡は、射手所が内神に待するところの射手の飯一斗五升を府庁厨宛てに請求したもので、府庁厨は請求された飯を支給し、請求元の射手所に飯とともに送り返した。この場合、請求元は射手を統轄する射手所であるが、実際にこの木簡を持参し、飯を請求し、支給されたのは射手巫觋万呂であろう。さらに木簡は政庁地区の北辺を限る堀の内側の溝跡から出土しているので、政庁域の外側からわざわざ廃棄した可能性はないと考えてよい。

したがって、飯請求木簡が廃棄された地点の付近に射手が警護する内神の所在地を想定することができる。いいかえれば、その射手は内神を警護していたとすれば、内神そのものの施設（神殿）が政庁地区の西北部に存在した可能性が高いと考えられるのではないか。

このように本木簡は、射手が警備する勤務地において廃棄したと想定したのである。このケースに類似するのが、平城宮における衛士の勤務と木簡の廃棄であろう。鬼頭清明氏は、この点について詳細な考察を加えているので引用しておく^{〔9〕}。

平城宮木簡の衛士関係の木簡のうち、衛士の養物の付札が当面問題となる。それらの木簡の多くは、衛士の勤務所に近いところで出土しており、内裏の東北辺、第一次大極殿院地区の西北辺及び同区の南門付近、小子門付近、若犬養門付近等には衛士の詰所もあったものと考えられる。このような衛士の詰所の存在のうち前の三者は古記のいう、衛士がその守備を担当するという中門や御垣廻に該当するものと思われる。また、後二者は古記にはみられないが、延喜式の規定及び律の注記とは対応関係があり、門部の担当の下で、衛士が警備にあたっていたことを示しているものといえるという。

一一 文献史料にみえる「内神」と「戌亥隅神」

（一）古代史料上の「内神」と「戌亥隅神」

胆沢城跡木簡で注目されるのは「内神」の存在である。文献史料にあ

たると、まず『今昔物語集』巻十九に好例を見出すことができる。

東三条内神、報僧恩語第卅三

今昔、何レノ程ノ事トハ不知ズ、二条ヨリハ北、西ノ洞院ヨリハ西ニ、西ノ洞院面ニ住ム僧有ケリ。糸貴キ者ニハ非ザリケレドモ、常ニ法花経・仁王経ナドヲ読奉ケルニ、東三条ノ戌亥ノ角ニ御スル神ノ、木村ノ筋向ニ見エ渡リケレバ、経ヲ読奉テハ、常ニ此ノ神ニ法楽シ奉テ過ケル程ニ、夕暮方ニ此ノ僧半部ニ立テ、見出シテ経ヲ読テ有ケルニ、何方ヨリ来ルトモ不見ニデ、糸清氣ナル男ノ年廿余許有ル来タリ。

僧誰トモ不知ネバ、「何クヨリ御タル人ゾ」ト問ヘバ、男、「年来極ク喜ク思ヒ奉ル事ノ侍レドモ、未ダ其ノ恩ヲモ報ジ不申ネバ、其ノ事申サムト思テ参ツル也」ト云ヘバ、僧、「我レハ人ニ恩シタル事ヤハ有ル。此ハ何事ヲ云フニヤ」ト恠ク思フ程ニ、男、「去来給ヘ、自ガ侍ル所ヘ。ヨモ悪キ事ハ不有ジ」ト云ヘバ、僧、「何コニ御スゾト」云ヘバ、男、「彼ノ向ニ糸近キ所ニ侍ト也」ト云テ、勲ニ倡ヘバ、僧懇ニ男ノ共ニ行ク、東三条ノ戌亥ノ角ニ御スル神ノ高キ木ノ許ニ将行ヌ。(下略)

『日本古典文学大系』『今昔物語集』四

東三条殿は平安時代における藤原氏嫡流歴代の邸宅で数代の天皇の里内裏ともなったが、その創設は良房（八七二年没）に始まる。永観二年（九八四）兼実の代に焼失したが、のち再建されて道長・頼通から師実・師通・忠通へと伝えられた。位置は三条の南、西洞院の東にあたり、

東西一町、南北二町の広さを占めていた。

『今昔物語集』によれば、東三条殿内の戌亥（西北）の角に鎮座する神を表題では「内神」と表記している。この東三条殿に鎮守として、角振・隼の両社が祀られていたことが他の文献史料で確認できる。例えば、『日本紀略』永延元年（九八七）十月十四日条に、「天皇行幸撰政東三条第、（中略）又授角振神、隼神従四位下」とあり、即位間もない一条

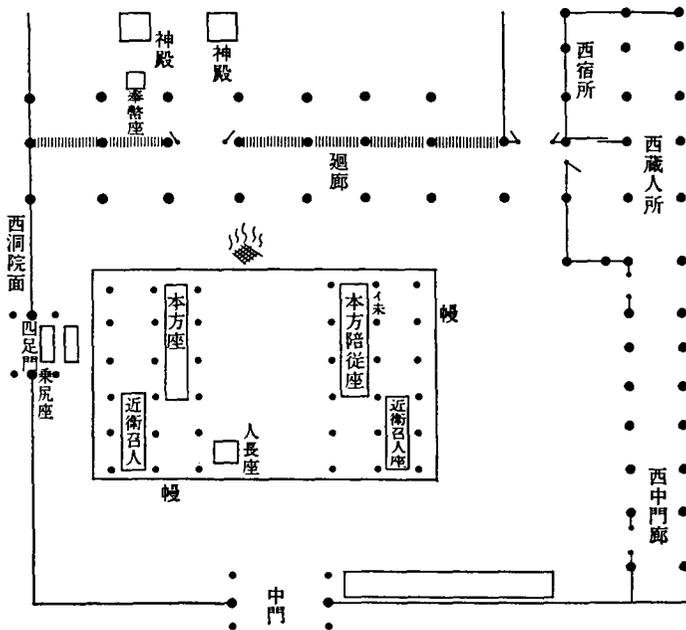


図7 東三条殿の神殿・西蔵人所・西中門廊附近指図

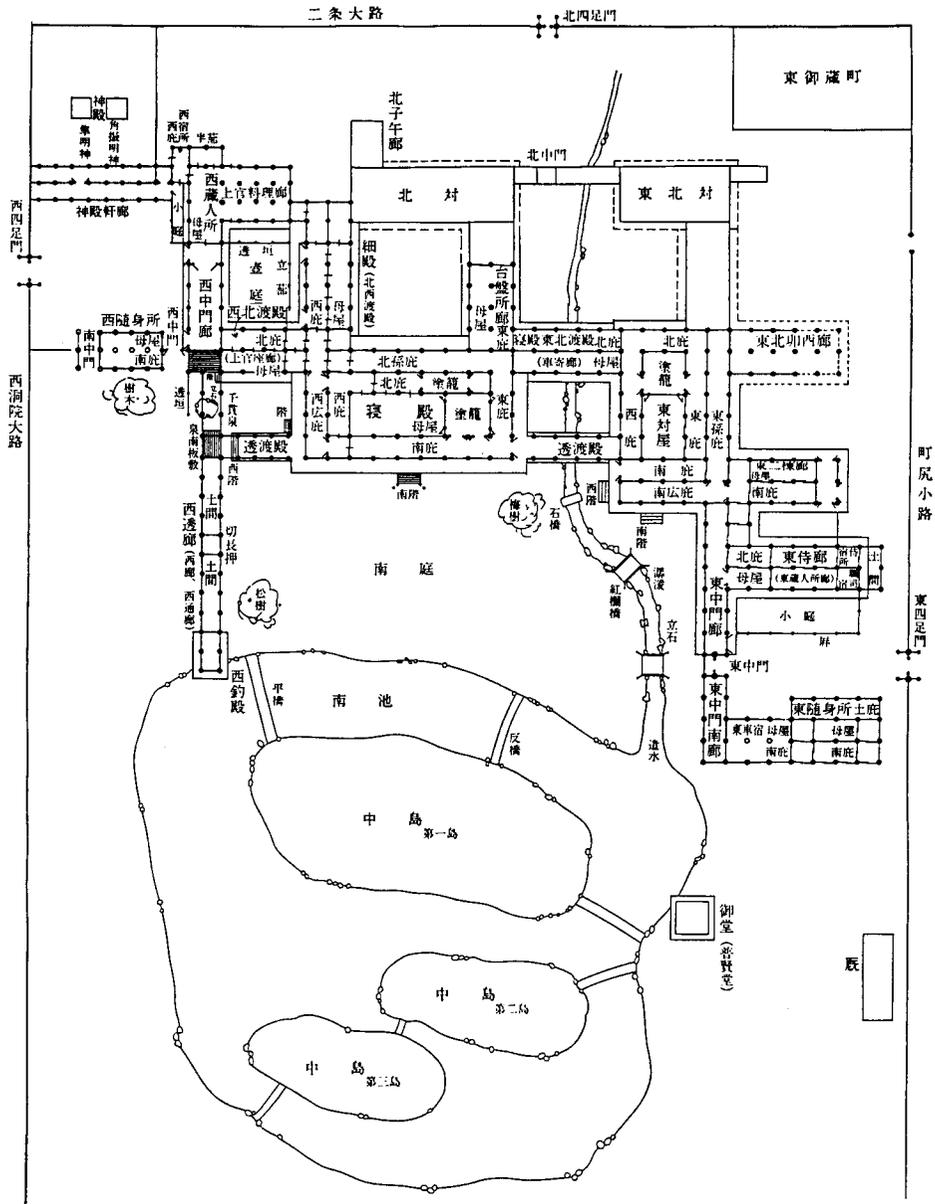


図8 東三条殿全構推定復原図

天皇が自らの生誕地でもある摂政兼家の東三条殿に行幸した際に、角振・隼の両神に従四位下を贈った。その東三条殿における鎮座する神の位置関係は『兵範記』仁平二年（一一五二）十一月十七日条中に見える指図および太田静六氏『寢殿造の研究』の中での復原図のとおりである。⁽¹⁰⁾ すなわち、東三条殿の戊亥（西北）隅には神殿が設けられているのである。

この事例は、貴族の邸宅内の西北（戊亥＝乾）隅に神を祀ったものであるが、古代の各種の官衙においても同様の例を以下のように確認することができる。

『日本三代実録』貞観五年（八六三）十二月三日条

左京職正六位上戊亥隅神。山城国春日年祈神。近江国少杖神。阿度

河。川内神等並授従五位下。

『日本三代実録』元慶三年（八七九）閏十月廿三日条

是日。授織部司正六位上辰巳隅神。戊亥隅神、並従五位下。

左京職・織部司においても、西北隅には神を祀り、神名そのものを「戊亥隅神」と称している。なお、織部司の辰巳隅神については、後に触れることとする。

さらに郡家の西北隅（角）に神が祀られていたことを示す貴重な史料が次のものである。

太政官符神祇官

応奉幣帛神社事

右、得武藏国司去年九月廿五日解僞、以今月十七日入間郡正倉四宇

着火、所燒櫛穀惣老万五百壹拾參斛亦滅、□百姓十人惣臥重病、頓死二人、仍卜占、在郡家西北角神園^四出雲伊波比神崇云、我常受給 朝廷幣帛、而頃年之□不給、因茲引率郡家内外所有雷神発此火灾者、仍勸□外大初位下小長谷部広麻呂申云、実常班奉 朝廷幣帛^四也、而頃年之間不為給下者、仍檢案内、太政官去天平勝宝七年十一月二日符僞、武藏国預幣帛社四處多磨郡^四野社、加美郡今城青八尺稻実社、横見郡高負比古^四社、^四因郡^四出雲伊波比社者、官符灼然、而時々班奉幣帛漏落者、右大臣宣、奉 勅、依例施行者、官宜承知、准 勅施行、符到奉行

參議正四位下行右大弁兼右兵衛督越前守藤原朝臣百川

左大史正六位上曾賀臣真綱

宝龜三年十二月十九日

（卜部吉田家旧蔵文書・現天理図書館蔵）

この官符の内容は、奈良時代後半以降坂東諸国を中心に頻発した正倉神火事件に関するものである。なお、原文書の天地の紙端が切断と虫損等により一部、文字不明の箇所がある。

武藏国司の宝龜二年（七七二）九月二十五日の解によれば、入間郡の正倉四宇が火災に遭い、櫛穀一万五一三斛を焼失したり、死者を出したのは、郡家の西北角に祀られた神、出雲伊波比神の祟りであったという。

この点に関して、森田悌氏は異なる見解を示されている。⁽¹¹⁾ すなわち、西北隅の神ということになると、戊亥の隅に祀られることの多い屋敷神を思わせるので、官幣を受ける神社というよりは、名もない小さな神と

みた方が理解しやすいという。原文「在郡家西北角神□云出雲伊波比神崇云」の□の部分は原本が切断と虫損等により読めなくなっているが、森田氏は咎や忿という文字を措定し、「郡家の西北隅にいる神が咎め(忿り)出雲伊波比神が崇って云うのを云った」と解している。つまり、郡家西北角神と出雲伊波比神を別神とみているのである。この森田氏の見解については、次の二つの疑問点から、首肯することはできない。

第一点は、戊亥の隅に祀られるものは屋敷神であるから、名もない小さな神であるとした点であるが、本稿の主旨に従えば、古代の中央・地方の官司等においては戊亥の隅に神を祀っており、それがのちに広範に拡がり、各個人などの屋敷神となつていったと考えられる。したがって、古代の戊亥隅の神は名もない小さな神とは限らない。第二点は、欠損した文字は、残画を詳細に観察すれば、「咎」や「忿」の文字にはあたらず、川副武胤氏の推定された「名」が妥当と考えられ、該当部分は「郡家の西北角に在る神、名は出雲伊波比の神と云う、崇りて云わく」と訓むべきであろう。⁽¹²⁾

結局のところ、本稿で明らかにするように郡家においても戊亥の隅に神を祀り、入間郡の場合は、祀られた神は出雲伊波比神であったと解することができる。

なお、『延喜神名式』によれば、入間郡の五座のなかに、出雲伊波比神社があるが、この出雲伊波比神社は男衾郡にもあり(「出雲乃伊波比神社」)、横見郡には「伊波比神社」が存し、神社の性格が問題となるであらう。

吉田晶氏は出雲伊波比神が郡家の敷地内に祀られている点を重視し、その神は郡司一族の氏神であった可能性が強いと指摘した。⁽¹³⁾ それに対して、山中敏史氏は本官符は郡家城内における神社関係施設の存在を示すもので、祀られる神は、国家祭祀に関わるものであった可能性があるであらうと述べている。⁽¹⁴⁾ 両氏とも祀られる神の性格を問題としているが、この問題は本稿の主題とする「内神」の位置づけに深く関わるだけに、いましばらくは不問として、両氏ともにこの史料で看過してしまっている郡家の西北隅に神が設けられていた事実を重視したい。

このようにみるならば、次の史料も、その解釈は従来のもものと異なってくるであらう。その史料とは、一九四四年に宮地直一氏によって紹介された「土佐国風土記逸文」である。⁽¹⁵⁾ その該当部分は、

風土記曰、土佐郡家之内有社、神名為天河命、其南道下有社、神名浄川媛命、天河神之女也、其天河神者為土左大神之子也、云々、

とあるが、宮地氏は「郡家之内」とある郡家は、郡衙の所在そのものでなく、郡家郷の場合におけるように、これに附属する若干の民戸の地域を含めた称呼と解している。しかし、先の宝龜三年官符を参考にすれば、宮地氏のように解する必要はなく、文字どおり、郡家内に祀られた神、「郡家内神」であり、その神名が「天河命」であったと理解してよいであらう。

以上のように古代において、中央官司から郡家さらには貴族の私邸にいたるまで西北(戊亥)隅に神が祀られていたことが明白となった。そして『今昔物語集』の東三条殿の例を引けば、その邸の戊亥隅に祀られ

た神は東三条殿の「内神」とも称されたのである。

(一) 国府と「内神」

前節のように、我が国においては諸施設内に古代より西北隅(戊亥隅)に神を祀っていたことは明白である。『今昔物語集』によれば、邸の戊亥隅神を「内神」とも称していたのである。古代の史料上においても、中央諸官司や郡家の西北隅に神を祀っていることは先にみたとおりで、胆沢城は鎮守府が置かれ、多賀城にある陸奥国府と並存した形で、いわば「第二国府」的な性格が強いことは、筆者がこれまで再三指摘したとおりである。例えば、『類聚三代格』貞観一八年(八七六)六月一日九日の官符によると、各国庁で実施されている吉祥悔過の法会が鎮守府庁でも行われている。その意味からも、前章と関連させ、文献史料にみえる国府と「内神」の問題についても触れておく必要があるであろう。『日本三代実録』より関連史料をあげるならば、次のとおりである。

871貞観十三年四月己卯条

授_三下総国正五位下意富比神正五位上。石見国従五位下大歳神。大原神並従五位上。山城国正六位上澄水神。市河神。出羽国利神。伯耆国勝宿祢神。石見国霹靂神。国府、中神。肥前国宗形天神並従五位下。

873貞観十五年四月己亥条

授_三美濃国従二位中山金山彦神正二位。(略)信濃国正六位上塩野神。和世田神。薩摩国正六位上多夫施神。伯耆国無位国庁、裏神、並従五位下。

879元慶三年九月辛卯条

授_三石見国正五位上物部神従四位下。正五位下勲七等伊甘神正五位上。従五位上府、中神。国分寺霹靂神並正五位下。

三史料はもちろんそれぞれ神(社)名ではあるが、(石見)国府の「中神」、(伯耆)国庁の「裏神」、(石見国)府の「中神」の意であろう。

天子の御所を指す禁裏は、周知のとおり、その裏(ウチ)にはいることを禁ずることによっている。したがって、「国庁裏神」は、国庁のウチガミと訓んで差支えない。中は申すまでもなく、『説文』に「中、内也」とあるように、やはり、ウチと訓む。すなわち、上記史料の国府(庁)の「裏神」「中神」は、いずれも「ウチガミ」と訓み、裏神||中神||内神と通用しているとみることができるであろう。天子の御所を意味する「禁裏」「禁中」「禁内」が通用されているのはその類例の例といえよう。

なお、石見国の「国府中神」「府中神」とともにみえる「霹靂神」はいうまでもなく、雷神であるが、この国府の内神と雷神との関連は、先にみた宝龜三年十二月十九日官符の郡家の西北の角の神が官の幣帛に漏れたのを怒って祟り、郡家の内外にあるところの雷神を引率して火災を起している。このことから国府や郡家に内神を祀るとともに、雷神もそ

の内外に祀られていた事実も判明するであろう。

結局のところ、国府においても、その位置は明らかでないが、¹⁸⁾ 国府内神が存在したことは、以上のように史料上確認できるのである。

(三) 我が国における戌亥隅信仰

こうした戌亥の隅に神を祀ることは、この他の史料にも数多く散見し、後の民俗例として屋敷神を家の西北隅に祀る事例も含めて、すでに三谷栄一氏が「日本文学に於ける戌亥の隅の信仰」(『日本文学の民俗学的研究』第一章、一九六〇年)で膨大な事例を紹介している。以下、氏の集成された事例、考察の中から、本稿との関連を重視して主要な論点(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)を引用しておきたい。

(イ) 中国から輸入された方位説では艮(丑寅—東北)を鬼門として恐れるのであるが、我々の実際の生活では、むしろ乾(戌亥—西北)を恐れている。そして戌亥の方角から来るものに対して極めて恐れ慎んでいることである。その一つは戌亥の方角から吹く西北風なるタマカゼをことのほか恐れている事実である。柳田国男はタマカゼは悪霊の吹かせる風という意味らしいという。また、柳田国男監修の『民俗学辞典』の「風の名」の項には、日本の古い方位思想ではタマカゼの吹いてくる北西がそうした不安な方角であった(民俗学研究所編『民俗学辞典』一九五一年)と説明されている。しかし、タマカゼやアナゼのために、恐しい祟りに遭うのは、この慎しみ物忌すべき時期に出航するからである。家に忌み慎しんで神事に従っていれば、祝福をもたらしてくれる祖霊を

乗せてくる方向の風であったのであろう。風は祖霊の来訪した「おしらせ」であった。

(ロ) 『日本歌謡集成』巻五所収の「田植草紙」(山本信哉が広島県山県郡新庄村から採集したもので、鎌倉時代のものとされている)によれば、

一、時鳥は何もて来り。

斗の升にとかきに俵もち来り。

俵もち来ていぬゐの隅の俵よ

稲がよいけに俵をあめやせんとく。

とあり、富をもたらす方向が戌亥の隅であったことがよくわかる。

『看聞御記』応永廿三年(一四一六)七月廿六日条からは、戌亥の隅に、その家の神を安置する思想のあったことがわかる。すなわち、

又、或説。京下方ニ住男。宇治今伊勢へ参詣シケルニ。社頭辺白蛇アリ。此男扇ヲ開テ。若宇伽ナラハ此扇へ来ルベシト云ケルニ。此蛇扇ノ上へハイノポリケレバ。悦テ褻以テ下向シケリ、サテ家ノ乾ノ角ニ安置シケリ。而不慮ノ外ニ物出来テ。人モ物ヲ借シ賜ナドシテ心安ク成ケレバ。宇伽神ナリトテ、仏供ヲ備テ貴敬シケリ。(後略) (『看聞御記』上 統群書類従完成会)

とある。蛇を宇伽神と崇敬することは今日もなお行われているところであり、宇伽は元来ウカノミタマ、トヨウカヒメのウカなどと同じ穀物の神である。しかるにここではむしろ財宝の神として考えられているが、かかる穀物とか財宝の神というその御神体ともいうべき蛇を、この説話ではまず家の戌亥の隅に安置している。これによって、神は家の戌亥の

隅に祀らなければならないことがわかる。つまり家に祝福を与える神は戌亥の隅に来訪したのである。

(イ) 『宇治拾遺物語』巻六の第二話は、要約すると次のような話である。桃園大納言の住んでいた邸を、一条摂政が引受けて大饗を行った。ところが坤（西南）の隅に塚があったので、堂を建てようと掘りくずさせた。すると美しい廿五六の尼が寝入ったように臥していたが、まもなく戌亥から風が吹き、すべて塵々となって消え失せた。つまり美しい死者に辱めを与えるのを、この屋敷の祖霊が戌亥の方角から風となって出現し、一族の者の死体を持ち去ったのだと解することができる。辱めを与えた一条摂政もこの祟りによって死んだのである。これによって戌亥の方角には屋敷を守る何者がいたことがわかる。それがいうまでもなく祖霊神であったのであろう。

(ニ) 屋敷神の各地の神屋も区々であって、主として屋敷の西北隅に、小さな祠や年毎の仮屋を作ったり、更に古風なものでは、古木や石を依り代としている。

岩手県内の屋敷神の例

森口多里さんの「屋敷に祀る神」⁽¹⁹⁾によると「岩手県の胆沢・江刺両郡の民家の屋敷内に一般に祀られているお明神さんは：別にはっきりしたお神体とてはない小さな石の祠、この地方で謂ふところの石のお堂コであるのが普通で原則としては屋敷の戌亥(西北)の隅にまつられている。」また森口さんはいっている。「和賀郡の町村には一般的原則として屋敷の一隅にお明神さんをまつるといふ慣習はないやうである。」(一一頁)、

「一般にはウチ神は(屋敷の)北西にまつるのである。」(一九頁)、(飯豊村の)辺ではウチ神は屋敷の戌亥(西北)に祀るので蛇王権現もその方角にまつられているのである。」(二五頁)、「ウチ神は氏神か内神か、それとも家神か、判明しない。どうも氏神の意味はないやうに思はれる。内と家とは同じ意味であるから、ウチ神は矢張り一家の神といふ意味であらう。ウチをウチと濁るのはこの地方の癖である。」(二二―二三頁)ともいわれている。和賀郡笹間村大字南笹間字金粟の小原氏本家には不動明王、分家にも稲荷様金神などが、それぞれ屋敷の西北隅に祀ってあって、ウチカミ(内神)といっている。⁽²⁰⁾

以上のように、三谷氏の戌亥隅信仰に関する貴重な研究を紹介したが、結局のところ、氏の強調しようとした主要な論点は次のようになるであらう。

東北隅(丑寅―辰)は中国から輸入された方位説で、鬼門として恐れしたのは、後のことであり、我々の実際の生活では、むしろ西北隅(戌亥―乾)を恐れている。戌亥の隅に、その家の神を安置する思想があった。戌亥の方角には屋敷を守る何者がいたことがわかる。正月訪れる年神様が祖霊であり、「屋敷神」つまり「地ノ神」であった。戌亥は祝福をもたらす祖霊の方向と考えていたといえる。この戌亥の隅は、祖霊神が遠く西の彼方から去来する常世の国を指し、もともと漠然たる西方を指していたに違いない。この信仰は、古代信仰に連なる古事記や出雲国に関する諸説話、諸伝承、大嘗会の行事等の考察にも重要な課題を投ずるものであるという。

一方、古代の文献史料にみえ、戌亥隅神と同様に屋敷神との関連を指摘されている「宅神」についても触れておかなければならない。

神祇令季夏条の義解は月次祭について「謂於_三神祇官_一祭。与_三祈年祭_一同。即如_三庶人宅神祭_二也」とあり、庶人の家に宅神祭が行われていたことがわかる。これまで宅神祭(ヤカツカミノ祭)は、後世の屋敷神の源流として位置づけられ、祖霊信仰の側面が重視されてきた。⁽²⁾しかし、吉田孝氏も指摘するように、月次祭はあきらかに農耕儀礼の一種であり、この月次祭が「庶人の宅神祭の如し」といわれているのは、庶人の宅神祭も農耕儀礼の一種にはかならなかったことを示している。また、同氏は、個々の農民の住居は一般にはヤケとは観念されていなかったらしいので、宅神祭も、奈良時代にはまだ個々の農民の住居で行われていたかどうか疑問であり、むしろヤカツカミノ祭を「ヤケ」の神の祭としてとらえ直すと、『延喜式』の神名帳にみえる三宅神社や大家神社も、ヤケの神としての共通性が浮び上がってくるという。『奥儀抄』(藤原清輔撰、保延元年(一一三五)から天養元年(一一四四)の間に成立)の古歌四十八首中に、

ふかみぐさにはにしげれる花のかを いへよきてへようけもちの神を
示し、その釈に、

ふかみぐさはかきつばたなり、いへよとは或物に興じ見ることも也、
うけもちの神はいへの神也、和名には保食神とかけり(下略)

と見えて「うけもちの神はいへの神也」とある。これにより家の神―宅神はウケモチノ神(保食神)を祀ると理解される。このように、平安時

代以降は、宅神祭は、「イヘノカミ」としだいに混同して用いられてくるようである。

ところで、屋敷神はウチ神とも称され、家神または内神と記録されている。しかし家神の場合は「宅神」につながるであろう。その点について、例えば『古事類苑』の解釈は

宅神トハ、家宅ヲ守護シ給フ神ノ称ニシテ、旧クハ之ヲヤカツカミトモ、ヤケノミカミトモ云ヒ、又イヘノカミ、ヤドノカミトモ云フ、祭ル所ハ保食神ニシテ、毎年四月ト十一月トノ二季ニ於テ之ガ祭祀ヲ行ヘリ

(神祇部十七 第宅神の項)

と説明されており、宅神は「ヤカツカミ」「イヘノカミ」などと訓ぜられ、「ウチカミ」とは称しない。

したがって、本稿で論ずる「内神」は、宅神とは直接的に結びつくこととはなく、戌亥の隅の神として中央・地方官司や貴族の邸宅等の主要施設の西北隅(戌亥隅)に安置されたものであり、おそらくは後の屋敷神に連なるものであろう。いいかえれば、屋敷神として戌亥隅に祀られる神すなわちウチ(ヂ)神は、本来は氏神、家神ではなく、古代以来の「内神」に由来するとみたほうがよいのではないか。ただし、三谷氏の主張する祖霊神との関係は、今後の検討課題としておきたい。

(四) 戌亥隅の神殿

東三条殿の場合は、角振・隼の両社がその鎮守として祀られていた。

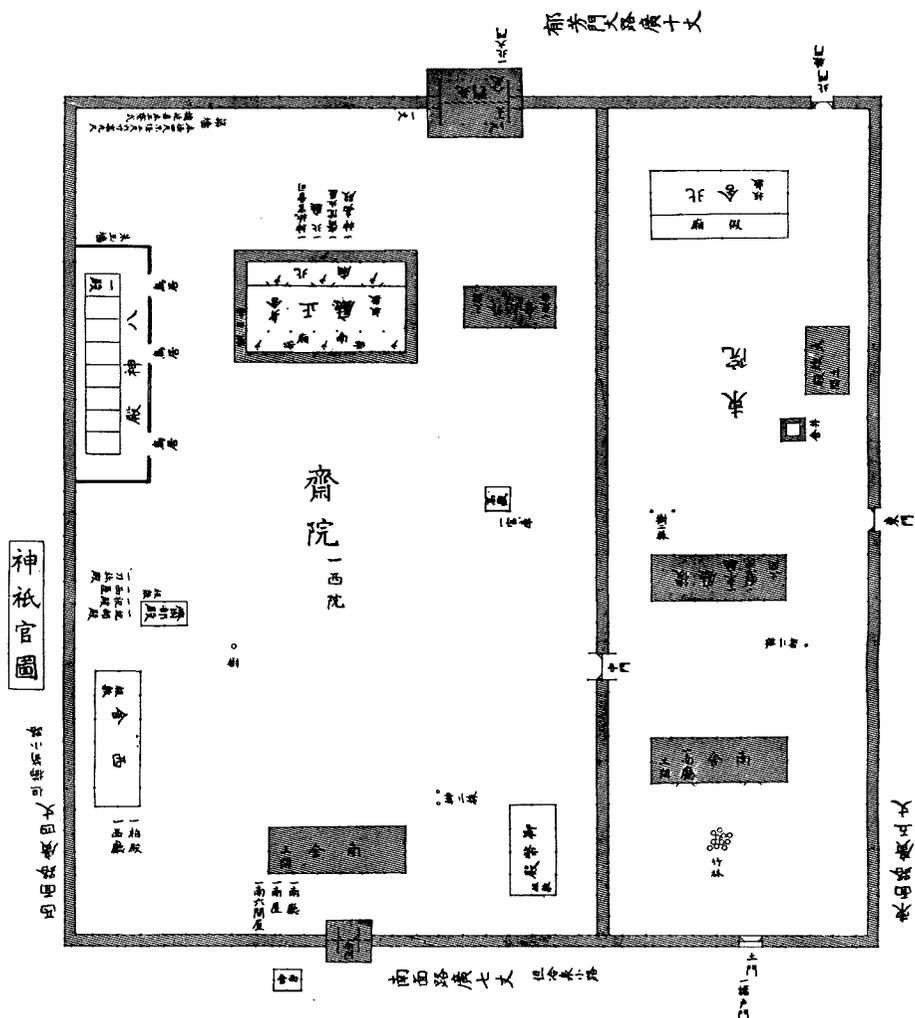


図9 神祇官図

天皇の里内裏ともなった東三条殿は、天皇の行幸や里内裏から内裏への遷御に際して、その鎮守神に位階の授与がしばしば行われるほど重きをなした(『日本紀略』永延元年(八九七)十月十四日条ほか)。この神殿の構造と配置については、『兵範記』仁平二年(一一五二)十一月十七日条中に指図と記載が見える。この解釈は、太田氏によれば次のとおりである。

神殿廻廊は東西に長い八間の複廊で、西洞院大路面の築地塀と西蔵人所との間に設けられ、西第三間に出入口扉を開き、そこを入ると両神殿が東西に並んで奉安されること、および神殿そのものは小規模であることが知られる。

なお、邸の東南方に御堂が設けられていたことは『今昔物語集』に、「辰巳の方たる御堂」とみえ、この御堂が普賢菩薩を祀った普賢堂であることも『俊頼口伝集』中の記載に「南の普賢堂」と見えることから知られる。戌亥と辰巳とは相対的な位置で、神が降臨する場所の方向と神が降臨するに際して立ち向うその方向との相違で同じ意味であった⁽²²⁾という。

朝廷の祭祀をつかさどる神祇官庁の西北隅に

も神殿が設置されていたのである。

神祇官⁽²³⁾によれば、神祇官が西庁から降りて庁の前座に就き、神部祝部等を率いて西庁の南庭に立つとすると、神祇官図にはこの齋院(西院)の西北隅に当って八神殿が奉祀されている。八神殿とは『延喜神名式』(巻九)の宮中神三十六座のうち、「神祇官西院坐御巫等祭神廿三座」に含まれる「御巫祭神八座並大。月次新嘗。中。宮、東宮御巫亦同。」のことであり、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮禿神、御食津神、事代主神の八神を指す。⁽²⁴⁾

この八神殿の殿舎の規模・調度などについては、『延喜臨時祭式』(巻三)の供神装束条に、次のように見える。

神殿各一字。長一丈七尺。広(下略)

右毎御巫遷替。神殿以下改換。但座摩。御門。生嶋等奉齋神。

唯改神殿。不供装束。其新任御巫。皆給屋一字。長二丈。庇二面長各一丈。

殿舎の記事は簡略すぎるが、この神殿は御巫遷替のたびに新造されるのが古例であったから、当初より素朴・単純な建物であったと思われる。また『百鍊抄』大治二年(一一二七)二月十四日条に「八神殿」を含む諸建物の焼亡記事がみえる。その記事の中に「自元無御正体」とみえることから、神座には特定の依代を常置奉安せず、祭祀の都度に諸神を迎え送るという「空座」型であろうとされている。

このように、上記にあげた中央諸官司・貴族の邸宅に設けられた神殿のうち、史料上その建物配置や構造を知ることのできるものはわずかにすぎないが、神殿そのものはきわめて規模が小さく、簡単な建物で、神

祇官の八神殿のように神座も空座型と推測される。⁽²⁵⁾これらの点は、地方官衙においても、ほぼ同様の傾向と推測されるだけに、遺構の検討の際に十分にこの点を考慮する必要があるであろう。⁽²⁶⁾

ただし、これらの中央官司や貴族の邸宅内および国府の内神に関する史料はいずれも九世紀以降のものである。しかし、郡家内の神は前述の史料による限りいずれも八世紀段階のものであり、しかも入間郡の場合、出雲伊波比神社は延喜式内社に加えられており、その神殿は中央官司や貴族の邸宅内の神殿と規模などの点で必ずしも同様の傾向にあったとはいえないであろう。

三 古代官衙遺跡内西北部の遺構・遺物

(一) 多賀城跡

胆沢城跡「内神」木簡の検討から、当時の官衙内の西北隅に「内神」を祀っていた事実を導き出すことができた。そこで、次には、古代の官衙遺跡内においてその遺構を検証しなければならぬ。しかしながら、各地の発掘調査の現状は、官衙の政庁域全域の調査を実施した遺跡は数少なく、むしろ今後の課題とすべきテーマの一つとすべきかもしれない。そうした現状の中で、胆沢城跡ときわめて密接な関係にあり、しかも、政庁域をほぼ完掘している多賀城跡(宮城県多賀城市所在)について、その政庁西北部の調査状況をみておくこととする。

政庁の遺構期は第Ⅰ～Ⅳ期に大別され、そのうち第Ⅲ期は二小期に、

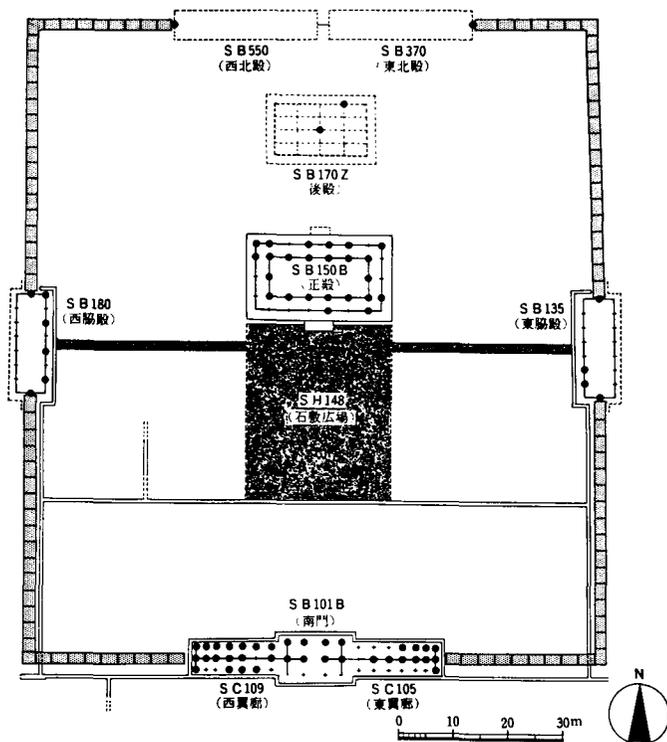


図10 多賀城第Ⅱ期政庁平面図

第Ⅳ期は三小期に細分されている。このうち、第Ⅳ期は主に正殿より北の地域で建物の建て替えなどの造営が行われる時期である。以下、調査報告書の記述を引用しておきたい。⁽²⁷⁾

第1小期は貞観十一年（八六九）の地震直後に復興された政庁である。第Ⅲ―2期のうち建て替えられたのは後殿・北門のみで、他の建物については大規模な瓦の葺き替えなどは行われたが、建て替えられることな

く存続したと推定される。

第2小期は第1小期のものがそのまま維持されるが、政庁の後方には、掘立柱建物からなる北方建物がこの期のみに加えられる。

第3小期は政庁の最終末期であり、遅くとも一〇世紀後半には廃絶していたと推定される。この期に造営されたものはすべて掘立柱建物である。政庁の主要な一部は基本的には第1小期のものがそのまま維持されるが、政庁西北部では第2小期に付加された建物が代り新たな建物が連続して建て替えられる。

ここで、主に政庁西北部において連続して建て替えが行われる第3小期についても少し詳細に紹介しておきたい。

a 小々期からe 小々期までの5小々に分かれ、いずれも掘立柱建物である。この遺構期に初めて政庁の対称性が失われる。

a 小々期

南北棟（五×三間）のSB五七五と東西棟（四×三間）のSB五六七があり、SB五六七の身舎のみ同位置、同規模で一回建て替えられている。両建物は東側柱筋を一致させ、約四・五メートルの間隔において南北に並ぶ。SB五七五の東西側柱筋上で、両建物のほぼ中間に位置する一対の柱穴があり、二時期重複する。この柱穴により、南北に並ぶ両建物を連結するなんらかの施設の存在が推定される。

b 小々期

平面L字形（東西、南北方向とも五×三間）のSB五九一と東西棟（二×二間）のSB一一四四があり、いずれも同位置、同規模で一回

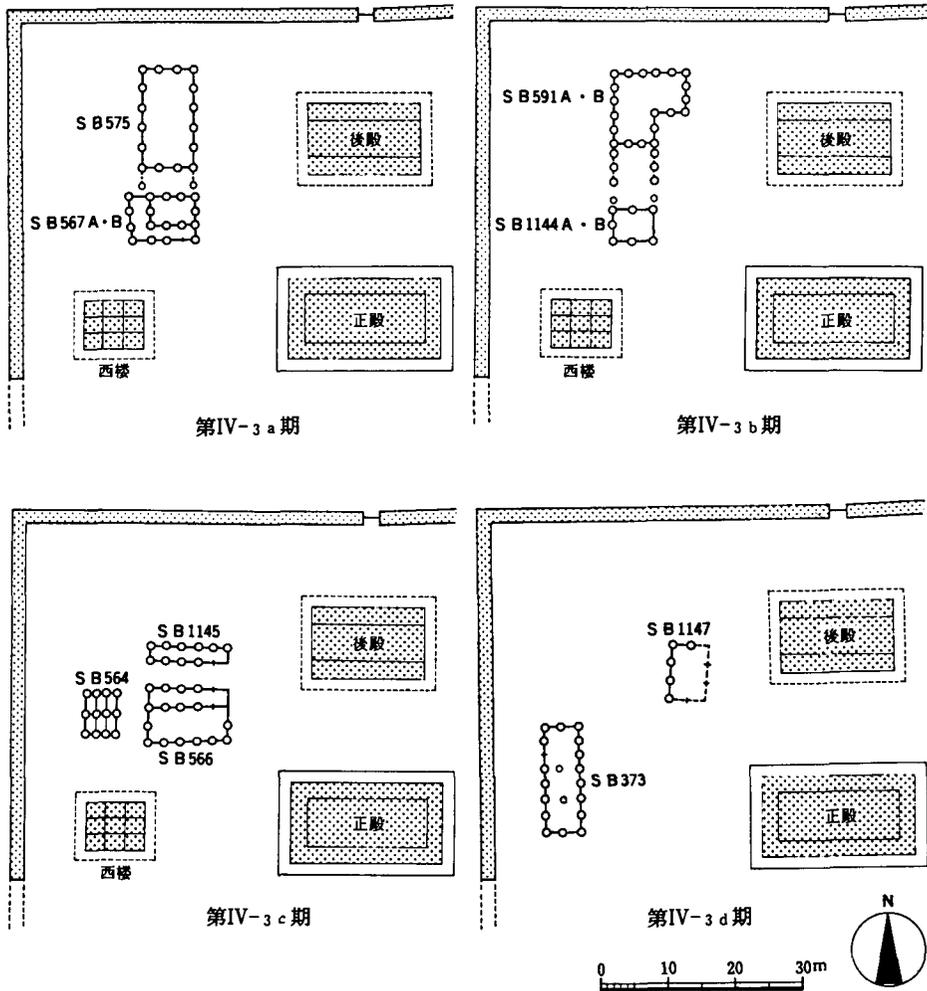


図11 多賀城政庁第IV-3 a～3 d 期政庁平面図

建て替えられている。両建物は約九・三メートルの間隔を以て南北に並び、SB591の一の東西側柱筋がそれぞれSB1144の両妻に一致する。ところで、両建物間の東西側柱筋上には規則的に並ぶ柱穴があり、その一部は二時期重複している。この小々期もa小々期と同じく南北に並ぶ両建物を相互に連結するなんらかの施設が存在したことが考えられる。

c 小々期

東西棟北廂付建物(五×三間)のSB566を中心として、その西に南北棟総柱(二×三間)のSB564が、北に東西棟SB1145がある。SB1145は梁行一間で桁行は五間まで確認しているが、SB566と西妻が合い、さらに各梁行柱筋が一致することより、SB566と同じく桁行五間と考えて差し支えないであろう。

d 小々期

南北棟(三×二間)のSB1147と、南北棟(七×二間)のSB373がある。

e 小々期

政庁の最終末期であり、造り替えも西北部だけ

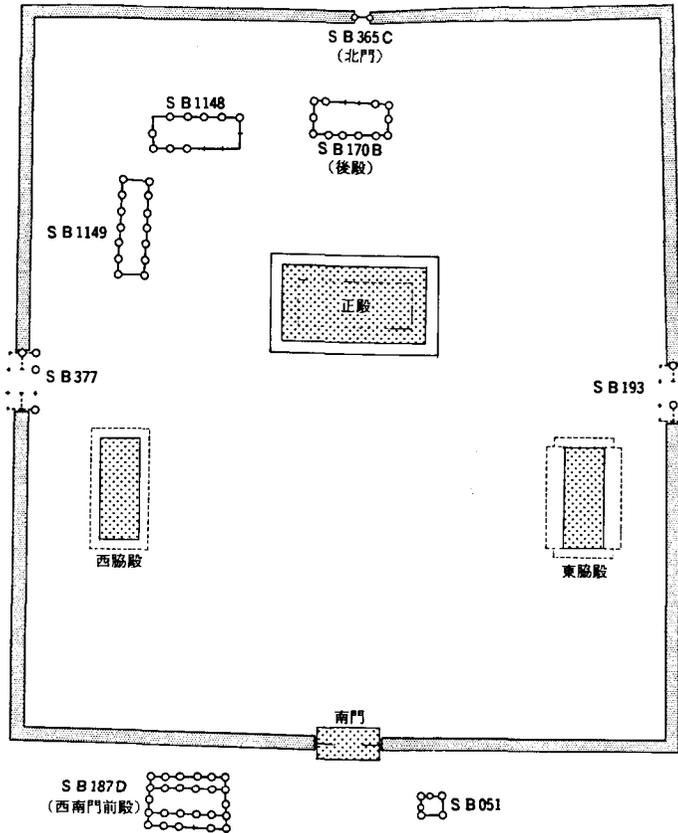


図12 多賀城政庁第Ⅳ-3 e期政庁平面図

でなく小規模ながら政庁全域で行われる。

西北部には東西棟(五×二間)のSB一一四八と南北棟(六×一間)のSB一一四九が建てられ、SB一一四八の西妻とSB一一四九の東側柱筋が一致する。

以上のように、第2小期までは政庁の対称性が保たれているが、第3小期には西北部に建て替えが集中し、対称性が失われている。西北部の建物群の構造上の特徴からその性格をさぐるまではいたっていないが、

本稿とも関連させ、検討する価値を有しているといえる。⁽²⁸⁾

(二) 藤原宮跡—平安初期荘園跡

一九八二年度の藤原宮の西北隅地域調査(第三六次)の結果は、要約すると次のとおりである。⁽²⁹⁾

北区では西面外濠と北面外濠、およびその交点、井戸等を検出した。西面外濠は北流する素掘溝で、この場所で北西方向へ流路を変えて宮外へ流れ出ており、この付近では遺物からみると一三世紀頃まで

水路として機能している。北面外濠は西流する素掘溝だが、この溝は奈良時代前半頃にはすでに機能を失っているのであろう。

南区で検出した井戸SE三四〇〇は、SD三四一〇の北岸に接しているが、SD三四一〇の岸が一部埋没したあとに作られている。井戸は一辺一〇〇メートルの方形横板組で、埋土は一層で底面に小石を敷いている。この中から木簡二点のほか削り掛け・曲物・富寿神宝などが出土した。

ここで取り上げるのは、そのうちの一点である。⁽³⁰⁾

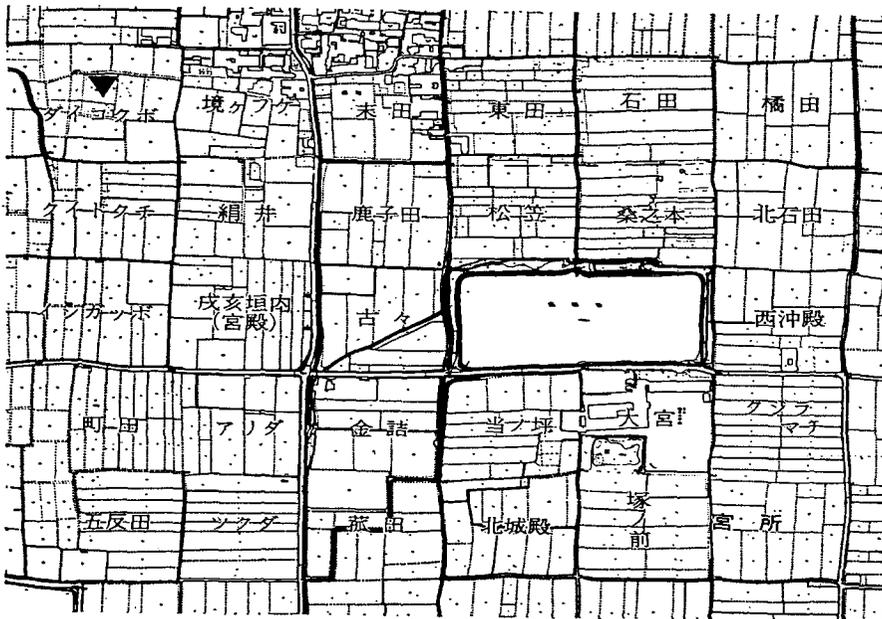
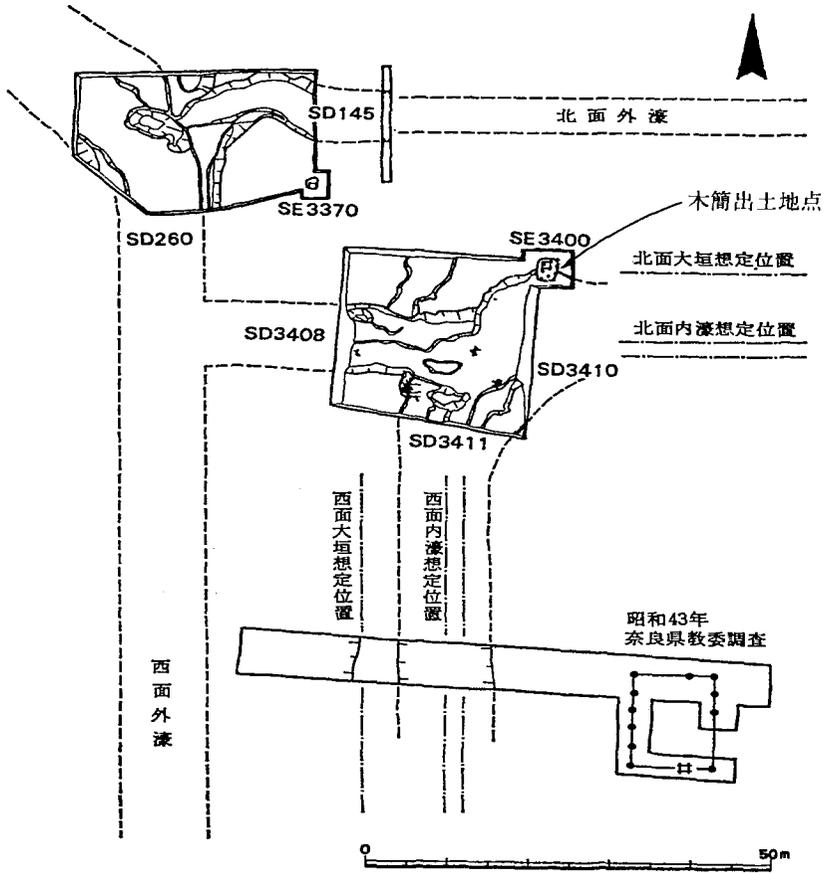


図13 藤原宮第36次調査遺構配置図(上)・木簡出土地付近小字名(下)

(表)

・「弘仁元年十月廿日收納稻事
合壹千五百〇〇〔秋束カ〕

(刻線)

山田女佃二町六段千二百卅三束 又有收納帳
凡海福万呂佃四段地子六段二百五十二束
收納帳

(刻線)

同日下廿束 使石川魚主
葛木寺進者 上三月丸弟〇建丸
定残千四百八十玖束 淨丸福丸等

(裏)

・〇〇〇束

糯米舂料一束酒〇〇

〇〇〇〔年田作料カ〕

且凡海福万呂下充卅束

×〇〇束

(以下略)

祭料物并同料善奈等持夫功一束

民淨万呂三束

節料物并久留美等持行夫功一束

依門〔成カ〕事太郎經日食二束

人々出拳給十七束

建万呂妻淨繼女二束

小主并從經八日二束六把自十二月廿日迄廿七日

庄内神祀料五束

大友三月万呂二束

合下百八十七束九把
残稻一千二百五十三束六把

(以下略)

これは長さ約一メートル、幅五・七センチメートルの大型の木簡で、
莊園の帳簿である。ある莊園の収支に関して、四段目までに弘仁元年
(八一〇)の收穫高を主として記し、五段目からは同年一〇月から翌年

二月までの種々の支出と残高を詳細に書き上げている。佃(直営田)三
町六段や地子田六段があり、耕作者や経営者や荘使が知られ、さらに田
作料、出拳、義倉、田租料、二不得八法の記載もあり、初期莊園の史料

として重要である。正月二十六日条では収納の箇所にも名前のあった建万呂が種々の物を奈良から宮所荘へ車で運搬していることが知られるが、宮所荘はこれまで未見の荘であるが、この荘の名が「宮所荘」の可能性がある。なお藤原宮大極殿跡の東南約五〇メートルのところ「宮所(ミヤドコ)」の小字がある。荘園主は平安京にいたのであろう。他の一点の木簡は、弘仁六年(八一五)一二月の京上米に関する帳簿である。

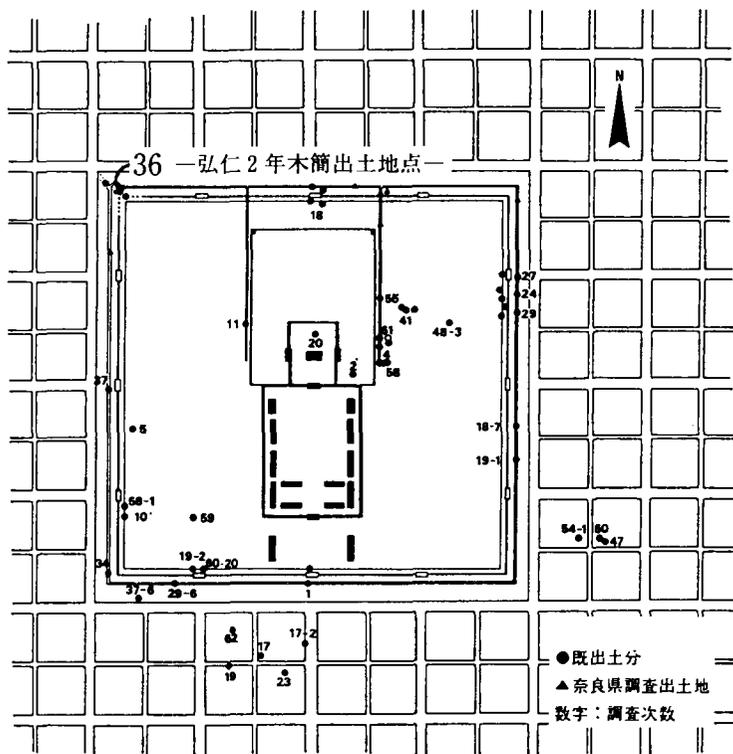


図14 藤原宮・京跡木簡出土地点略図

木簡は井戸から出土したが、この荘は井戸からそれほど隔たらないところにあったとみてよいであろう。荘所もこの付近と推定され、あるいは井戸そのものが荘所の施設の一つであることも考えられる。また藤原宮廃絶後平安時代の初め頃までには宮跡の一部または近辺が荘園となったことが知られたことも貴重であるとされている。

さて、本木簡で問題とするのは、裏の upper段に記された支出項目の一つ「庄内神祀料五束」である。これは庄の内神を祀る料五束と解することができる。すなわち、藤原宮廃絶後にその地に営まれた荘園「宮所荘」の中に、内神が祀られていたことを示している。

この木簡を出土した井戸 S E 三四〇〇は、藤原宮の西北隅地域に位置している。しかも宮の西面外濠は平安時代の初め頃においても水路として機能しており、北面外濠は継続していないが、南区で検出した河川流路は東北方からの主流路 S D 三四一〇が西方への流路 S D 三四〇八に連なり、鎌倉時代まで存続していた。このことは、井戸そのものは先に述べたように S D 三四一〇の岸が一部埋没したあとに作られているが、藤原宮廃絶後においても、少なくとも西北隅の区画線が機能しており、もとの藤原宮の宮域が意識されていたことは明らかである。「宮所荘」とされた荘園は藤原宮域内に営まれ、その中に内神を祀っていたのである。その宮域の西北隅におそらく庄の内神とされる「戌亥隅神」が祀られていたのではないか。戌亥の方角が意識されていたことは、付図にみえる小字名「戌亥垣内」でも明らかである。藤原宮までさかのぼらせることは、史料的には不明であるが、これまでの史料を参考にするならば、

「宮所荘」の内神は、庄の西北隅に祀られていた神である可能性が高いであろう。このことは、東三条殿の内神と戌亥隅の神、胆沢城跡の内神木簡と政庁西北隅からの出土というそれぞれの関係と付合し、またそれらを傍証する資料であるといえよう。

結びにかえて

内神のそばに仕える射手としての役割は、まず弓を射る兵士として神殿を武力警備するケースを想定できる。例えば、神祇官の八神殿について『帝王編年記』によれば、永仁二年（一二九四）九月三十日条に「神祇官八神殿御戸開。盗犯所^レ為歟」などとあり、神祇官西院の神殿の扉が開けられ、三所斎戸衣・結御魂緒が盗まれた事件が起こっている。

もう一つ射手の警護内容として重要な点がある。『宇津保物語』の「蔵開の上」にみえるように、西北隅にあった蔵は邸内で最も重要なものとして扱われ、この蔵だけには一指も触れさせず、その子孫の直々の手にする以外には、これを拒み、毎夜、誰とも知れず馬に跨った者が来ては、弓弦を鳴らして夜警をしたという。内神を警護する射手は、弓弦を鳴らして邪を除いたのであろう。胆沢城木簡の内神に侍する射手が神社と深く関わりとされた巫⁽³¹⁾（神を和らげ、神に願う人の意とされている）姓であることも、そのことを示唆しているのではないか。

最後に本稿で論じてきた問題をまとめるならば、次のとおりとなろう。『今昔物語集』によれば、東三条殿の内神は、戌亥の隅の神であり、

実際、『兵範記』に載せる東三条殿の指図によって、戌亥隅（西北隅）に神殿が設けられている。その祀られている神は具体的には隼明神・角振明神である。また、中央官司の織部司や左京職にも、戌亥隅神が祀られていたことが『三代実録』にみえる。

一方、地方においては、石見国や伯耆国において確認される国府中神・国庁裏神は山城国澄（清）水神、信濃国塩野神などとともに、その名において神階を与えられている。このことは「東三条内神」と同様に、国府に中神・裏神^{||}内神が存在したことを示すが、その内神もおそらくは国庁の戌亥隅に位置し、右の中央諸官司にならない、戌亥隅神とも称されたと考えてよいであろう。宝亀三年十二月十九日の官符に引く武蔵国司解によれば、郡家の西北隅の神は出雲伊波比神とされ、東三条殿の戌亥（西北）隅神^{||}角振神、隼明神と同様にその祭神も明らかである。この場合、国府の中神・裏神^{||}内神のように、「郡家内神」と称せられていたとも考えられる。

結局のところ、郡家に限らず、古代の諸官衙（東三条殿もしばしば里内裏となる）はその施設内に鎮守の神を祀り、その位置は西北隅（戌亥隅）を占めたために、戌亥隅神とも称されたのである。その神を祀る神殿は、一般的に小規模で簡素な建物と思われる。また、本木簡の検討から、神殿は官衙施設のうち、中心となる政庁地区の西北部に設けられている可能性が高いのではないか。この点については、神殿の建物規模や構造が小規模・簡易なものと思われるだけに、従来の調査については遺構の再検討を行い、今後の発掘調査においては、こうした視点から十分

に検証する必要があるであろう。

一点の木簡が投げかけた「内神」の存在に関する問題は、いまだ多くの課題を残している。

その重要課題の一つは諸官衙内の西北隅に神を祀ること、いわゆる内神の成立時期である。

左京職 戊亥隅神 貞観五年(八六三)

東一条殿 (戊亥)隅神 元慶元年(八七七)

織部司 戊亥隅神 元慶三年(八七九)

石見国 国府中神 貞観十三年(八七一)

伯耆国 国庁裏神 貞観十五年(八七三)

石見国 府中神 元慶三年(八七九)

神社の神階記事が九世紀後半以降に集中する一般的傾向である点に留意³²⁾しなければならぬが、少なくとも八世紀段階にはこれらの神社名は

史料にみえない。

東三条殿は藤原良房(八〇四—八七三)に始まるといわれ、角振・隼の両社の初見は永延元年(九八七)である。文献史料における中央官司

(東一条・東三条殿を含む)の戊亥隅神Ⅱ内神は単なる史料の偏在性とはいえず、九世紀以降にその姿をみせていることに注目すべきであろう。

陸奥国府である多賀城跡の政庁地区においては、貞観十一年(八六九)

の陸奥国大地震の復興事業とされる第Ⅳ期の第3小期に至りはじめて西北部に建物が設けられ、しかも連続的に建て替えられている。この多賀城政庁の九世紀半ば以降の西北部における建物の新設・建て替えは、時

期的には右の文献史料と合致する点、大変興味深いものがある。

このように中央諸司や国府に関わる内神の史料はおおよそ九世紀以降のものであるが、唯一郡家関係の宝亀三年符および土佐国風土記逸文等、郡家内に神を祀っている事実を伝える史料は八世紀代のものである。しかも郡家内の神は、入間郡の場合、出雲伊波比神社が延喜式内社であり、土佐郡の場合の天河命は「天河神者為土左大神之子也」とあり、式内大社都佐坐神社を本社とするなど、ともに神社の規模は大きいものと考えられ、中央官司や国府の内神とは異なっていたのではないか。

現存資料によるかぎりでは、諸官衙の西北隅に神を祀ることは時期的には郡家が先行し、しかも郡家のそれは式内社相当の神社であるのに対して、中央官司や国府の内神は規模の小さい、簡素な神殿に安置されたと考えられる。

さらに推測を加えるならば、古代において時期は確定できないが、早くから戊亥隅信仰が存在し、その在地の信仰はまず最初に郡家(評家段階の可能性もある)内の戊亥隅に神社を祀る形で具現化された。さらにそれが九世紀以降形式化された形で、中央官司や国府内のうちでも最も象徴的な政庁の西北隅に簡素な神殿を設けたのではないだろうか。

この点は内神の性格とともに今後の課題としてさらに検討しなければならぬ。

本稿は一点の木簡の出現を契機として、広範な資料の検討を通して中央・地方の諸官衙の西北隅に神を祀っている事実を指摘し、この事実が古代の官衙構造や日本文化における基層信仰の実態解明の研究に若干な

りとも手がかりを与えるに違いないと思ひ、稿を起こした次第である。
 なお、末尾ながら、本稿の契機となった胆沢城木簡を調査された水沢市教育委員会の伊藤博幸・佐久間賢両氏、有益な御教示をいただいた菊地照夫氏（東京都立石神井高校教諭）、小倉慈司氏（東京大学大学院生）に対して厚く感謝申し上げる次第である。

註

- (1) 拙稿「律令制下の多賀城」（宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政庁跡本文編』所収、一九八二年）。
 - (2) 水沢市教育委員会「『政庁西北地区』発掘調査成果の概要」（一九八九年。佐久間賢「胆沢城跡」（『第一六回古代城柵官衙遺跡検討会資料』一九九〇年）。
 - (3) 佐久間賢「岩手・胆沢城跡」（木簡学会『木簡研究』第二二号、一九九〇年）。
 - (4) 水沢市教育委員会「胆沢城跡平成二年度発掘調査」（『第一七回古代城柵官衙遺跡検討会資料』一九九一年）。
 - (5) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡―昭和四九年度発掘調査概報―』（一九七五年）。
 - (6) 水沢市教育委員会『胆沢城跡―昭和五九年度発掘調査概報―』（一九八五年）。
 - (7) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城漆紙文書』（一九七九年）。
 - (8) 水沢市教育委員会『胆沢城跡―昭和六一年度発掘調査概報―』（一九八七年）、佐久間賢・土沼章一「府庁厨屋の発見」（『考古学ジャーナル』二七五号、一九八七年）。
 - (9) 横田拓実「文書様木簡の諸問題」（奈良国立文化財研究所『研究論集Ⅳ』（一九七八年））。
 - (10) 鬼頭清明「平城宮出土の衛士関係木簡について」（『木簡研究』第五号、一九八三年）。
 - (11) 太田静六『寝殿造の研究』一九八七年。
 - (12) 森田悌『古代の武蔵―稲荷山古墳の時代とその後』一九八八年。
 - (13) 川副武胤「藤原百川」（『書の日本史』第一巻、所収）一九七五年。
 - (14) 吉田晶『日本古代村落史序説』第二章「首長と共同体」一九八一年。
 - (15) 山中敏史「遺跡からみた郡衙の構造」（狩野久編『日本古代の都城と国家』一九八四年）。
 - (16) 宝亀三年十二月十九日官符の原文は「郡家西北角神……」とみえているが、吉田氏の前掲書では「郡家西南角」と、山中氏も前掲論文で「郡家西角」と引用している。これはたまたま両書の誤植であるが、肝心な点であるので、ここに訂正しておく。
 - (17) 宮地直一「土佐国風土記逸文の発見」（『史学雑誌』第五十五編第七号、一九四四年）。なお、この逸文は『日本古典文学大系 風土記』（一九五八年）には収載されていない。
 - (18) 拙稿「律令制下の多賀城」（宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡―政庁跡本文編』一九八二年）など。
 - (19) 備前国府に關しては、康永元年（一三四二）の『備前国神名帳』に備前国総社とは別の「上道郡国府神」と記されるものが存在している（木下良『国府』教育社歴史新書、一九八八年）。
- なお、陸奥国府の所在した多賀城に設置されたと思われる多賀神（『日本後紀』延暦十五年十月甲申条、『続日本紀』天平五年十二月己未条に「出羽柵邊」置於秋田村高清水岡」とみえ、出羽国府の所在した秋田城およびその後の国府移転先となったとされる城、柵遺跡（山形県酒田市）内に設置されたと思われる高泉神（『三代実録』貞観七年二月二十七日条）、城、輪神（『三代実録』貞観七年二月二十七日条、同元慶四年二月二十七日条）については、それぞれの施設内のどの位置に置かれたかは定かでない。また、こうした神が本稿で扱う内神と同様のものかどうか決めがたいが、その関連性において今後十分に検討する価値を有しているといえよう。

(19) 森口多里「屋敷に祀る神」(岩崎敏夫編『東北民俗研究』第二集)一九五〇年。本文中の頁は森口論文の頁数を示す。ただし三谷氏の引用部分で若干原文と異なる点があるが、原文にもとづき訂正した。

(20) 屋敷神については、直江広治氏の代表的な研究(『屋敷神の研究―日本信仰伝承論―』一九六六年)があるが、氏の場合は専ら民俗現象をとらえ、民俗学的方法によって分析したものである。しかし本稿はあくまでも屋敷神の原初的なあり方として、古代における戌亥隅信仰を解明しようとするものである。本稿では三谷氏の研究をとりあげた。ここでは、直江氏の指摘のうち、三谷氏との関連で、二、三紹介しておきたい。

屋敷神は学術上の用語で、実際には地方ごとにさまざまな通称が行われている。なかでも、東北地方から関東北部にかけては、ウチガミ或いはウチガミと呼ぶことが多く、九州南部も同じ系統でウツガンと呼んでいる。

屋敷神のことをウチガミ(内神)或いはウチガミ(氏神)と称することが、国の北と南の端に分布していることは注意すべき現象で、氏神信仰を解く重要な手掛りになると思うとされている。屋敷神と祖霊との密接な関連を示すものとして、その家代々の死者が、三三年或いは五〇年忌をすまずと屋敷神になる、と伝える土地が広く分布している。

(21) 例えば、河音能平氏の見解があげられる(『王土思想と神仏習合』『岩波講座日本歴史4』一九七六年)。

一般班田農民は、その個別経営の基地たる「園宅地」において「庶人宅神祭」をおこなっていたのであって(『令義解』天神地祇条)、彼らもその家父長制的家族の形成にもなって独自の祖霊信仰を展開させていた。八世紀中葉以降史料にあらわれる「氏神」は、地方豪族以上の人々の「宅神」を意味したものと考えられ、したがって正確には地方豪族は氏神・氏寺を自らの精神的拠点としてその私的経済活動を展開していった。

中世庄园村落の建設にともなってその精神的紐帯として形成された庄園鎮守神を本社として位置づけようとした。たとえば、保安元年

(一二二〇)、淡路国司が賀茂社領生穂庄を新立庄園として停廃しようとした時、生穂庄鎮守の神宝を投棄して、神殿を破損しなければならなかった(『中右記』同年四月六日条)。また、一〇一一世紀撰撰関期農村においては、主要な農耕神事は田堵百姓の屋敷神の神事として個々におこなわれていたが、院政期における中世庄园村落とその精神的紐帯としての庄園鎮守神の形成にともなって、田堵百姓の屋敷神の農耕神事の主要部分は庄園鎮守神の春秋の農耕神事に吸収されていった。

(22) 先にもあげた『三代実録』元慶三年閏十月廿三日条によれば、織部司に戌亥隅神とともに「辰巳隅神」が存在したことがわかる。隋の肅吉の撰『五行大義』によると、戌亥を天門とし、辰巳を地戸としている。

(23) 『故実双書神祇官図』、『増訂故実叢書大内裏図考証第三』神祇官全図、一九三〇年。

(24) この八神については、三谷栄一氏(前掲書)が次のように解釈を加えている。

その祭神の多くがムスビ神であり、ミケツの神であることは農耕の生産を司ったり、穀物を司る神と大体想像し得る。そして元来はムスビの神は祖霊神であったのであり、穀霊を司る神であったわけである。その神々を天皇の御名代として齋く御巫の役所の西北隅に奉祀して祈年祭をとり行うことは、朝廷でも稲をもたらす祖霊が、この方角に坐すと考えたことを意味するといわなければならないと指摘している。

(25) 太田静六氏前掲書。この点、古代における史料では確認できないが、伊勢神宮では、興玉神は正宮の敷地内の板垣内の西北隅に西面して石畳の形式で鎮祭されている。そして式年の造替ごとに正宮とともに、東西にその神座を移して祀っている。この神の祭祀は『神宮雜例集』の年中行事にはじめてみえる。阪本広太郎氏はこの興玉を沖玉と解して、この地方の国玉神を大宮地の地主神として鎮祭したと指摘している。また、宮比神も興玉神と背向になって、同じく石畳の形式にて祭られているが、その祭祀は「建久年中行事」にはじめてみえ、「宮比神御在所、興玉後、御前乾玉垣角也、

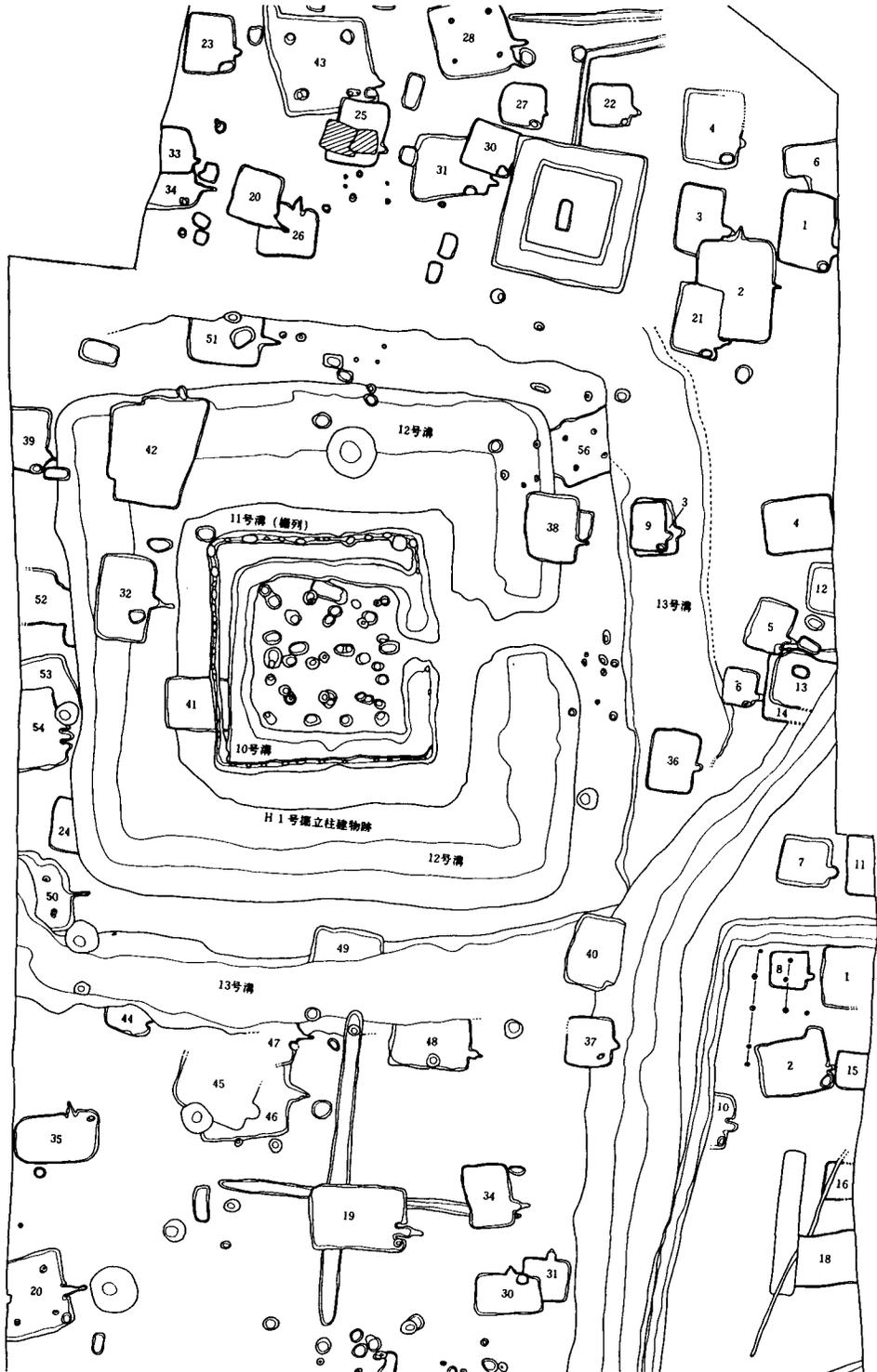
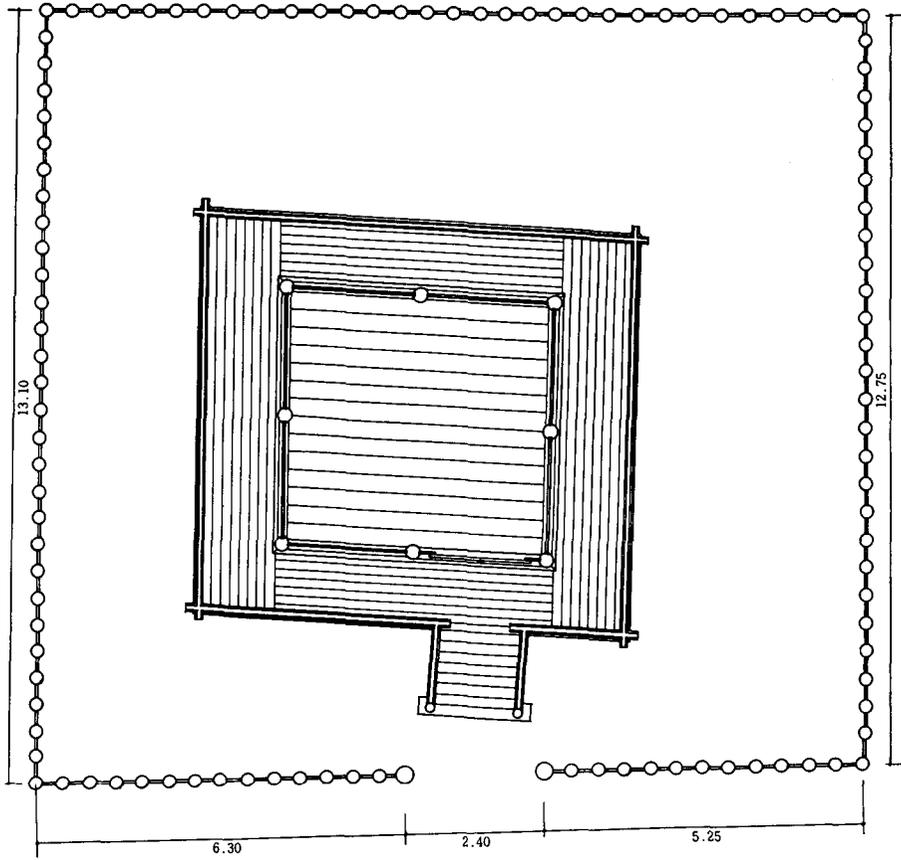


図15 群馬県前橋市鳥羽遺跡の遺構配置図



神殿・瑞垣・鳥居平面図

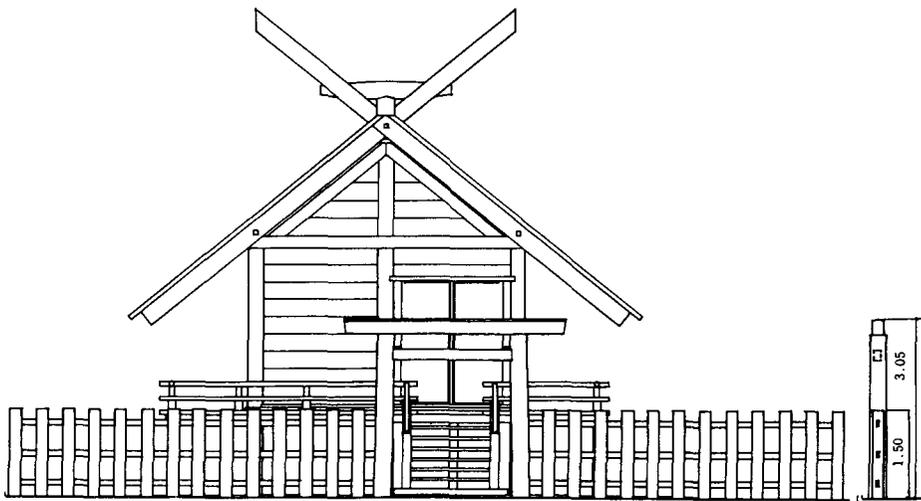


図16 鳥羽遺跡の神殿復原図



図17 群馬県太田市清水田遺跡の遺構配置図

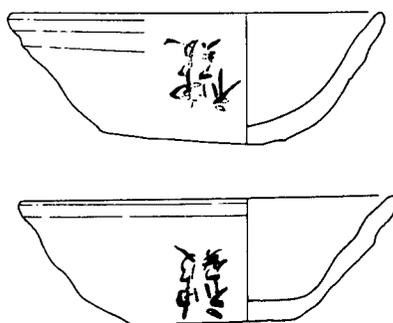


図18 墨書土器「神殿」

矢乃波波木神御在所、御前巽方荒垣也」とあり、乾の宮比神に対して、巽（東南隅）に矢乃波波木神が祀られている（阪本広太郎『神宮祭祀概説』一九六五年）。

(26) これまでは古代の神殿跡の遺構については、その構造的特徴を十分に把握できず、未検出とされていたが、近年、ようやく報告例が増えつつある。例えば、群馬県前橋市鳥羽遺跡では、宮本長二郎氏が「鳥羽遺跡の神殿建築について」〔勅群馬県埋蔵文化財調査事業団「鳥羽遺跡」一九八六年、所収〕と題して、他の類似の遺構（奈良県天理市高塚遺跡他）を例にあげながら、神殿建築遺構の特徴をあげている。すなわち、鳥羽遺跡の神殿とされる建物は、方二間の身舎の四方に縁をまわし、建物の四周に柵をめぐらせた切妻造り妻入りの高床神殿建築で、正面を東面させ、神殿の四周を囲う玉垣は丸柱に貫を通した柵として、東面開口部の丸柱を鳥居とする門構えをもつ図16のような形式に復元できるといふ。

さらに古代の集落遺跡内で検出された神殿遺構の例を紹介しておきたい。清水田遺跡は群馬県太田市茂木に所在し、北から張り出した標高三二メートル前後の微高地を中心に南北六〇メートル、東西一五〇メートル以上の拡がりをもつ大規模な遺跡の東南端である。この遺跡は古墳時代前期と平安時代の集落が検出されている。平安時代に九八軒の住居跡が発掘区全域に分布する。この時期の集落の中心は、台地中央に展開され、掘立柱建物数棟が検出され、建物構造も特異である。しかも、その建物付近から出土している墨書土器「神殿」の存在は、建物を神殿とみなす有力な資料と

いえるであろう（群馬県埋蔵文化財調査事業団『太田東部遺跡群』一九八五年）。

(27) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡—政庁跡本文編』一九八二年。

(28) 調査報告書〔註①〕によれば、「各小々期とも基本的には南北に並ぶ二棟の建物が組み合いほぼ同位置で変遷しているが、各小々期ごとに明らかにその規模・構造が異なり、これらが共通した単一の機能をもつてのみ変遷しているものではないことが知られる。すなわち、政庁全体からみれば第Ⅳ—Ⅲ期に西北部のこの一郭に新たな機能が付加されたことになるが、詳細にみれば各小々期ごとに若干の機能上の変化があったことが指摘できるであろう」としている。しかし、多賀城政庁地区の変遷全体からみたらば、第Ⅳ期に至りはじめて西北部のみに建物が新置され、連続的に建て替えを実施していることと、建物構造はやはり政庁内の他の建物と異なり、小規模で特異な平面プランからは、第Ⅳ—Ⅲ期を通じての一定した特殊な建物の性格を想定することも可能ではないか。

(29) 加藤優「奈良・藤原宮跡」『木簡研究』第五号、一九八三年。

(30) この木簡についての解釈は、註②および加藤優「藤原宮跡」（木簡学会編『日本古代木簡選』一九九〇年）による。

(31) 巫の訓は「神奈伎」（令集解に引く跡記）、「加牟奈岐」（『和名類聚抄』）。

(32) 林陸朗「官社制度と神階」『国学院雑誌』第五四卷第二号 一九五三年など。

（国立歴史民俗博物館歴史研究部）

Uchigami in the Ancient Times

—Starting from a Wooden Tablet Excavated from the Isawa Castle Site—

HIRAKAWA Minami

A wooden tablet excavated from the Isawa Castle site in Mizusawa City, Iwate Prefecture, was a demand for foodstuffs for archers guarding the "Uchigami" (inner god). From the fact that the site of excavation was at the northwest corner of the local government office, at the center of Isawa Castle, the author took this to mean that the Uchigami was enshrined there. Then, perusing historical documents from Ancient Times, we find a mention, for example, in the "Konjaku Monogatarishû", that a god was enshrined at the northwest corner of the Tô-Sanjôden (residence of the Fujiwara Clan), and that the god was called "Uchigami". According to "Sandai Jitsuroku", a northwest corner god was enshrined in the Sakyôshiki (office governing the left half of the capital) and the Oribe-no-Tsukasa (Overseer of the Weavers' "be", or groups). On the other hand, in the provinces, "Uchigami" was also enshrined within Kokufu (the provincial capitals). The above documents all date back to the 9th century or later. A document of the 8th century shows that gods were enshrined at the northwest corner of Gûke (district offices). Such enshrinement of gods at the northwest corner was probably carried out from Ancient Times in Japan. Though it is not clear when these shrines came to be set up in the facilities of government offices, it may be supposed that a small shrine was established for the sake of formality at the northwest corner of the most symbolic building of the central or local government offices. It can be confirmed from folkloric examples in various regions that great importance was attached to the northwest corner as a direction which brings good luck. The belief in the enshrinement of a "Yashiki Gami" (House God) at the northwest corner of houses can be understood to have come from the Uchigami enshrined at the corner of government offices since Ancient Times. According to the results of recent archaeological excavations, the ruins of Taga Castle at the provincial center of Mutsu county, for example, showed that in the government area at its center, buildings were symmetrically and regularly arranged from the initial period through the third period, and there existed no buildings in the northwest section. However, in the latter half of the 9th century, new buildings were constructed only in the northwest section. These had a complex building structure, and they were rebuilt several times. It deserves note that the period of these northwest buildings conforms to the trends in the above historical documents. One of the important problems to be tackled is to make clear when the northwest corner god was enshrined in various offices, and what the nature of the god was. This paper aims only to point out, from the discovery of a single wooden tablet and through the examination of a wide range of documentation, the fact that a god was enshrined in the northwest corner of central or local government offices; and also aims to serve as a document to clarify what really was the Ancient structure of government office and basic faith of the Japanese culture.

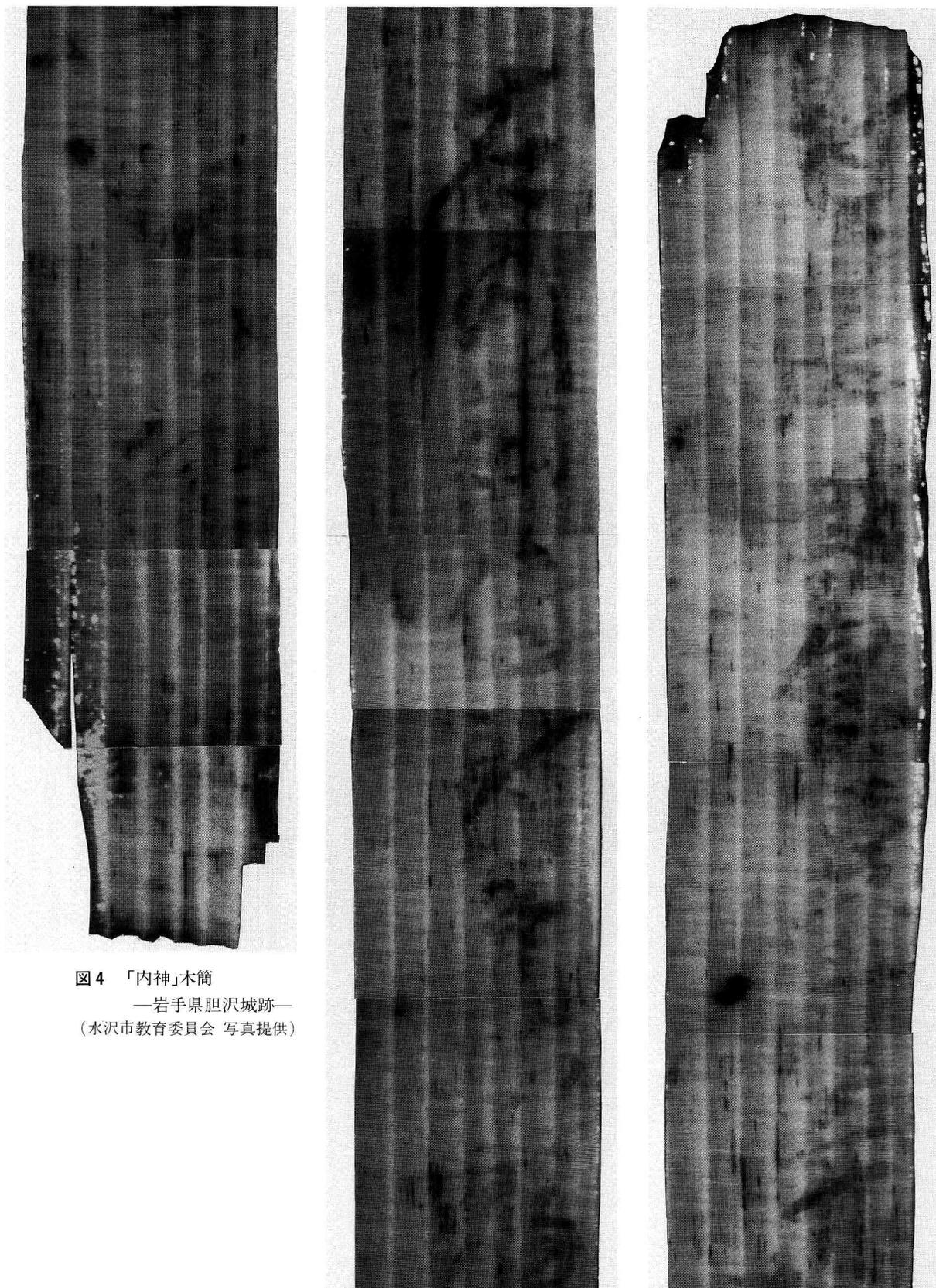


图4 「内神」木简

—岩手県胆沢城跡—
(水沢市教育委员会 写真提供)